平成30年度第2回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 平成30年10月24日(水) 午後1時15分から 場 所 市役所8階大会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1)第4期野田市障がい福祉計画の進捗状況について
- (2)第3次野田市障がい者基本計画(案)への委員からの意見について
- 3 閉 会

第3次野田市障がい者基本計画(案) (計画期間:平成31年度~平成35年度)

平成30年10月24日時点

修正した箇所を太字にし、その箇所の文末に意見をいただいた委員名を記載しております。

平成〇〇年〇月



第3次野田市障がい者基本計画(案)目次 (計画期間:平成31年度~平成35年度)

第1章 総論 (1~4P)

第2章 障がいのある人を取り巻く現状 (5~16P)

第3章 計画の基本的な考え方 (17~22P)

第4章 各分野における施策の基本的な方向性 (23~88P)

付 録 ① 団体・法人ヒアリング意見抜粋

② 障がい者福祉に関するアンケート 結果報告書抜粋※付録は添付省略

「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針について

野田市では、平成 22 年 11 月 1 日に「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本 方針を策定し、公用文等で「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈 から人又は人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記としています。本計画書(案)も 本方針の趣旨に則り作成しています。

【「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針実施目的抜粋】

~「障害」の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙(がい)」や「碍(がい)」(礙(がい)の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。しかし、一般的に「害」という字には、「悪くすること」、「わざわい」などの否定的な意味があり、「障がい」は、本人の意思でない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がいのある人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えます。そこで、市は、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、少しでも障がいのある人に対して不快感を与えないようにするため、また、障がいのある人に対する理解の市民啓発の観点から、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、より一層の障がい者福祉の充実を図ることにより、障がいへの理解を進め、心のバリアフリーを推進します。

なお、今後、国の法令等において、「障害」の「害」の字が「碍」に改められた場合も、 野田市においては、本方針に基づき、引き続きひらがな表記とすることとします。~

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

(1)国・県の対応

平成19年度に「障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)」に署名以降、次のとおり障がい施策、制度の改正を実施しました。

年度	内容
平成 23 年度	・「障害者基本法の一部を改正する法律」成立、施行
	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に関する支援等に関する法律
	(障害者虐待防止法)」成立
平成 24 年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障
	害者総合支援法)」成立
	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
	(障害者虐待防止法)」施行
	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
	法律(障害者優先調達推進法)」成立
	【県】第四次千葉県障害者計画改訂
平成 25 年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障
	害者総合支援法)」一部施行
	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消
	法)」成立
	・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者
	雇用促進法)」成立
	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
	法律(障害者優先調達推進法」」施行
	【国】第三次障害者基本計画策定

平成25年度(平成26年1月20日)の「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託しました。

年度	内容					
平成 26 年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障					
	害者総合支援法)」完全施行					
	【県】第五次千葉県障害者計画策定					
平成 28 年度	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消					
	法)」施行					
	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び					

	児童福祉法の一部を改正する法律」成立及び一部施行								
	・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部								
	施行								
	・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立、施行								
平成 29 年度	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正す								
	る法律」成立、一部施行								
	【国】第四次障害者基本計画策定								
	【県】第六次千葉県障害者計画策定								
平成 30 年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び								
	児童福祉法の一部を改正する法律」施行								
	・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行								
	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正す								
	る法律」施行								

(2) 野田市の対応

平成11年度に「野田市障害者基本計画」を策定し、各種施策に取り組み、福祉サービスの向上に努めてまいりました。

野田市障がい者基本計画は、平成15年度及び平成18年度に改訂を行い、さらに平成24年度に「第2次野田市障がい者基本計画」を策定し、平成26年度に改訂を行っています。

近年の野田市の障がい福祉に関する法制度などの動向

年度	内容
平成 26 年度	・第2次野田市障がい者基本計画改訂及び第4期野田市障がい福祉計画策
	定
平成27年度	社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割(機構改革)
平成 28 年度	・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地
	域協議会に改組(専門部会に権利擁護部会を配置)
	・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
平成 29 年度	・第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定
平成30年度	・第3次野田市障がい者基本計画策定

(3) 計画策定の趣旨

障がいのある人の人数は増加しています。また、障がいのある人の重度化、高齢化などにより、障がい福祉に対するニーズも複雑かつ多様化しています。

現行計画の進捗状況を検証し、アンケート調査、障がい者団体、障がい福祉事業を展開する法人とヒアリングを実施してきました。

これらの結果を総合的に勘案したほか、平成30年3月に国が策定した第四次障害者基本計画、千葉県が策定した第六次千葉県障害者計画を踏まえ、障がいのある人に関わる施策を国の計画において示されている分野ごとに施策を推進していきます。

(4)計画の期間

第3次野田市障がい者基本計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

また、平成30年度から3年間の第5期野田市障がい者福祉計画、第1期障がい児福祉計画と一体的な推進を図ります。

※平成31年4月30日の翌日から新元号となる予定です。

【障がい者基本計画の推移】

年度	計画名	計画期間		
平成 10 年度	野田市障害者基本計画策定			
平成 15 年度	野田市障害者基本計画改訂	平成 11 年度~平成 22 年度		
平成 18 年度	野田市障害者基本計画第二次改訂			
		第2期野田市障害福祉計画の		
平成 21 年度	〈計画期間1年延長〉	計画期間と統一を図るため		
		平成 22 年度→平成 23 年度		
平成 23 年度	第2次野田市障がい者基本計画策定	平成 24 年度~平成 29 年度		
平成 26 年度	第2次野田市障がい者基本計画改訂版	平成24年度。平成29年度		
		第四次障害者基本計画、第六次		
		千葉県障害者計画策定後に第3		
平成 29 年度	〈計画期間1年延長〉	次障がい者基本計画を策定す		
		るため		
		平成 29 年度→平成 30 年度		
平成 30 年度	第3次野田市障がい者基本計画策定	平成 31 年度から 5 年間		

【障がい福祉計画の推移】

年度	計画名	計画期間
平成 18 年度	第1期野田市障害福祉計画策定	平成 18 年度~平成 20 年度
平成 20 年度	第2期野田市障害福祉計画策定	平成 21 年度~平成 23 年度
平成 23 年度	第3期野田市障がい福祉計画策定	平成 24 年度~平成 26 年度
平成 26 年度	第4期野田市障がい福祉計画策定	平成 27 年度~平成 29 年度
平成 29 年度	第5期野田市障がい福祉計画策定	平成 30 年度~平成 32 年度
1 /90 = 1 /20	(第1期障がい児福祉計画)	1790 = 1700 1790 == 1700

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 野田市の概要

(1) 人口・世帯数等の推移

平成29年度(平成29年10月1日現在)の野田市の人口は、154,738人となっています。平成7年度の国勢調査までは、大きな伸びを示していましたが、近年は、緩やかに推移しています。



(単位:人)

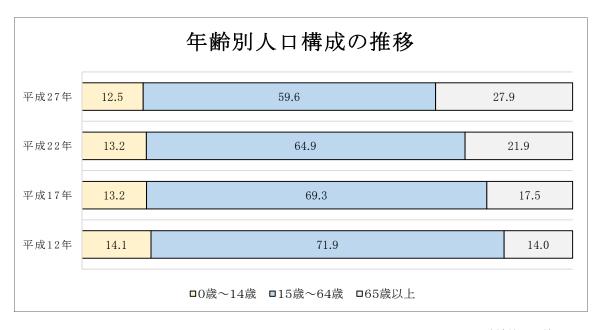
資料:国勢調査。ただし、平成29年度は住民基本台帳による。

数値は、各年度10月1日現在

平成12年度以前は旧関宿町を含む。

(2) 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成においては、14歳以下の子ども及び15歳から64歳までの生産年齢層の割合が減少傾向にあり、逆に65歳以上の割合が大きく増加しています。このことから野田市においても少子・高齢化が進んでいることが分かります。



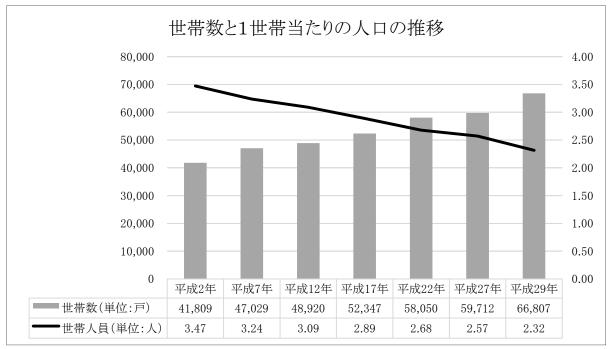
(単位:%)

資料:国勢調査。数値は、各年度10月1日現在

(3) 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は、平成29年度(平成29年10月1日現在)で66,807世帯と一貫して増加しています。

しかし、1世帯当たりの人数については、平成2年の3.47人から平成29年の2.32人と1人以上の減少となっており、世帯の少人数化が進んでいることが分かります。



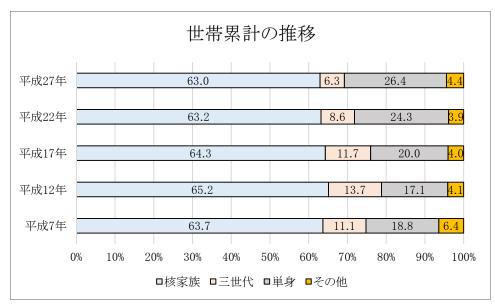
資料:国勢調査。ただし、平成29年は住民基本台帳による。

数値は、各年度10月1日現在

平成12年度以前は旧関宿町を含む。

(4)世帯類型の推移

世帯類型については、三世代同居世帯の減少が見られる一方、単身世帯は、増加しています。



資料:国勢調査

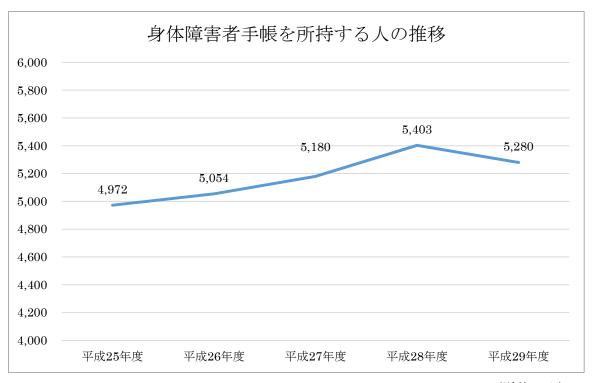
数値は、各年度10月1日現在

2 障がいのある人などの状況

(1) 身体障害者手帳を所持する人

① 身体障害者手帳を所持する人の推移

身体障害者手帳を所持する人は増加傾向です。平成 29 年度(平成 30 年 3 月 31 日現在)の身体障害者手帳を所持する人は 5,280 人で、平成 25 年度と比較し 308 人増加しています。



(単位:人)

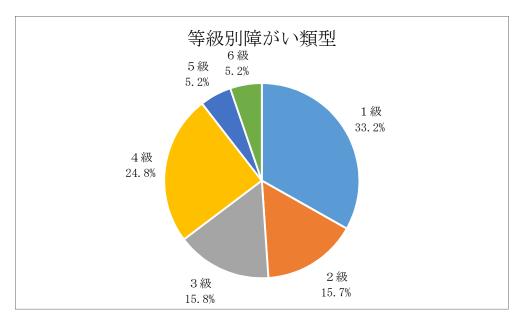
資料:障がい者支援課

各年度3月31日現在

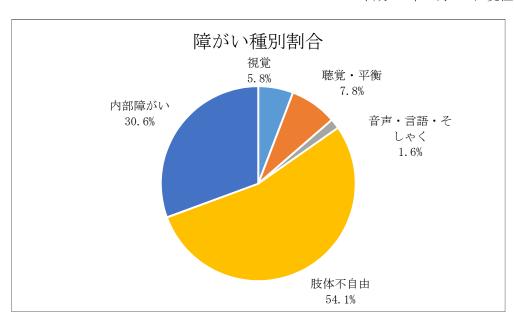
② 身体障害者手帳の級別及び種別について

重度(障がい等級1級及び2級)の身体障がいのある人は、全体の48.9% と約半数となります。

障がい種別では、肢体不自由が 54.1%と過半数を占め、次いで内部障がいが 30.6%となり、肢体不自由と内部障がいで全体の 84.7%を占めます。



資料:障がい者支援課 平成30年3月31日現在



資料:障がい者支援課平成30年3月31日現在

③ 身体障害者手帳の状況

	区分	身体障害者			内	訳		
障がい種別		手帳所持者	1級	2級	3級	4級	5 級	6級
	18 歳未満	2	0	0	0	0	2	0
視覚障がい	18 歳以上	305	94	97	23	26	50	15
	計	307	94	97	23	26	52	15
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18 歳未満	19	1	4	4	3	0	7
聴覚・平衡	18 歳以上	394	23	110	45	86	5	125
機能障がい	計	413	24	114	49	89	5	132
音声・言語	18 歳未満	2	1	0	0	1	0	0
そしゃく機能	18 歳以上	85	6	10	43	26	0	0
障がい	計	87	7	10	43	27	0	0
	18 歳未満	62	38	9	4	4	4	3
肢体不自由	18 歳以上	2, 794	525	573	532	821	216	127
	計	2, 856	563	582	536	825	220	130
	18 歳未満	13	12	0	1	0	0	0
内部障がい	18 歳以上	1,604	1,052	28	182	342	0	0
	計	1,617	1,064	28	183	342	0	0
	18 歳未満	4	4	0	0	0	0	0
心臓	18 歳以上	758	591	6	73	88	0	0
	計	762	595	6	73	88	0	0
	18 歳未満	3	3	0	0	0	0	0
呼 吸 器	18 歳以上	108	29	3	68	8	0	0
	計	111	32	3	68	8	0	0
	18 歳未満	3	2	0	1	0	0	0
じ ん 臓	18 歳以上	434	415	1	16	2	0	0
	計	437	417	1	17	2	0	0
ぼうこう	18 歳未満	1	1	0	0	0	0	0
又は直腸	18 歳以上	258	1	2	18	237	0	0
人は巨腸	計	259	2	2	18	237	0	0
	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
小腸	18 歳以上	4	0	0	1	3	0	0
	計	4	0	0	1	3	0	0
	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
免 疫	18 歳以上	36	14	12	6	4	0	0
	計	36	14	12	6	4	0	0
	18 歳未満	2	2	0	0	0	0	0
肝臓	18 歳以上	6	2	4	0	0	0	0
	計	8	4	4	0	0	0	0
	18 歳未満	98	52	13	9	8	6	10
合 計	18 歳以上	5, 182	1, 700	818	825	1, 301	271	267
	計	5, 280	1, 752	831	834	1, 309	277	277

(単位:人)

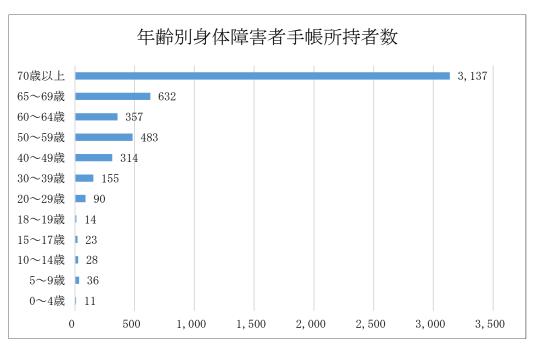
資料:障がい者支援課

平成 30 年 3 月 31 日現在

④ 身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況

身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況は、70歳以上の人が3,137人で全体の59.4%となっています。

また、50 歳以上の人が 4,609 人で全体の 87.3%を占める一方で、18 歳未満が 98 人で全体の 1.9%の割合です。

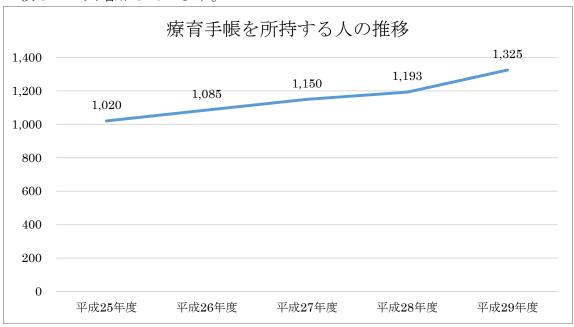


(単位:人)

(2) 療育手帳を所持する人

① 療育手帳を所持する人の推移

療育手帳を所持する人は、年々増加しています。平成 29 年度(平成 30 年 3 月 31 日現在)の療育手帳を所持する人は 1,325 人で、平成 25 年度と比較し 305 人増加しています。



資料:障がい者支援課 各年度3月31日現在

② 療育手帳の障がい程度、年齢別の状況

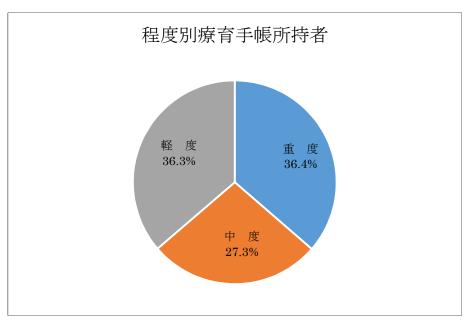
療育手帳の障がい程度が重度の判定を受けている人は、482 人で全体の36.4%を占めています。

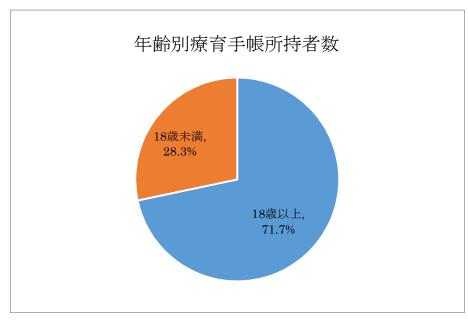
また、年齢別にみると18歳未満が375人で全体の28.3%を占めています。

療育手帳を所持者数

(単位:人)

44	⇒i	知	的	障	がい	者	(18点	歳以上)	知	的	障	がい	児	(18点	歳未満)
総	計	重	度	中	度	軽	度	計	重	度	中	度	軽	度	計
1,	325	39	94	2	94	20	52	950	8	8	6	18	2	19	375



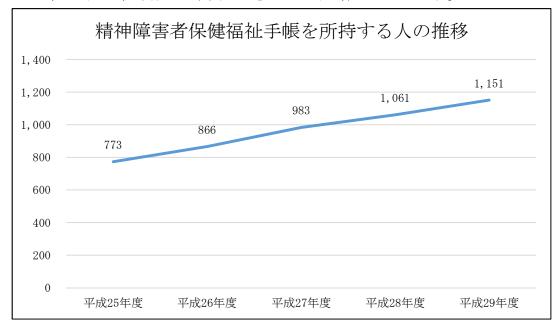


資料:障がい者支援課 平成30年3月31日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する人

① 精神障害者保健福祉手帳を所持する人の推移

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、年々増加しています。平成29年度(平成30年3月31日現在)の精神障害者保健福祉手帳を所持する人は1,151人で、平成25年度と比較し378人増加しています。



(単位:人)

資料:障がい者支援課

数値は各年度末

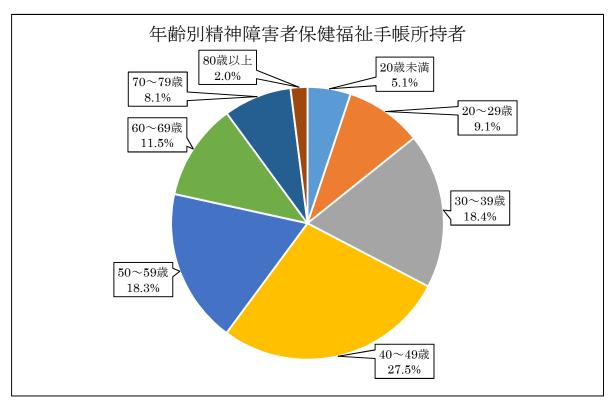
② 精神障害者保健福祉手帳の級別及び種別について

障がい等級2級が664人で全体の57.7%と約半数超を占めます。 また20歳以上59歳未満が844人で全体の73.3%を占める一方で、20歳未 満が59人で全体の5.1%の割合です。

	総数	1級	2級	3級
80 歳以上	23	18	4	1
70~79 歳	93	53	29	11
60~69歳	132	31	81	20
50~59 歳	211	47	121	43
40~49 歳	316	36	202	78
30~39 歳	212	25	128	59
20~29 歳	105	8	61	36
20 歳未満	59	9	38	12
合計	1151	227	664	260

資料:障がい者支援課

平成 30 年 3 月 31 日現在



資料:障がい者支援課 平成30年3月31日現在

(4) 難病

社会通念上、原因が不明で治療方針が確立しておらず、患者の生活面へ長期 にわたり支障があるような病気です。

平成25年4月から施行された障害者総合支援法では、障害福祉サービスなどの対象として、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの他に「難病等」が加えられました。

難病等に含まれる疾病の種類は、平成30年4月から359疾病となります。

第3章 計画の基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう 共生社会の構築 ~元気で明るい家庭を築ける野田市~を目指して

1 計画の基本理念

障がい施策は、障がいの有無に関わらず、かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じていきます。

このような社会の実現に向けて、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、障がい施策の基本的な方向を定めます。

2 計画の基本原則

(地域社会における共生など)

すべての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障がい施策を実施します。

- ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ・意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

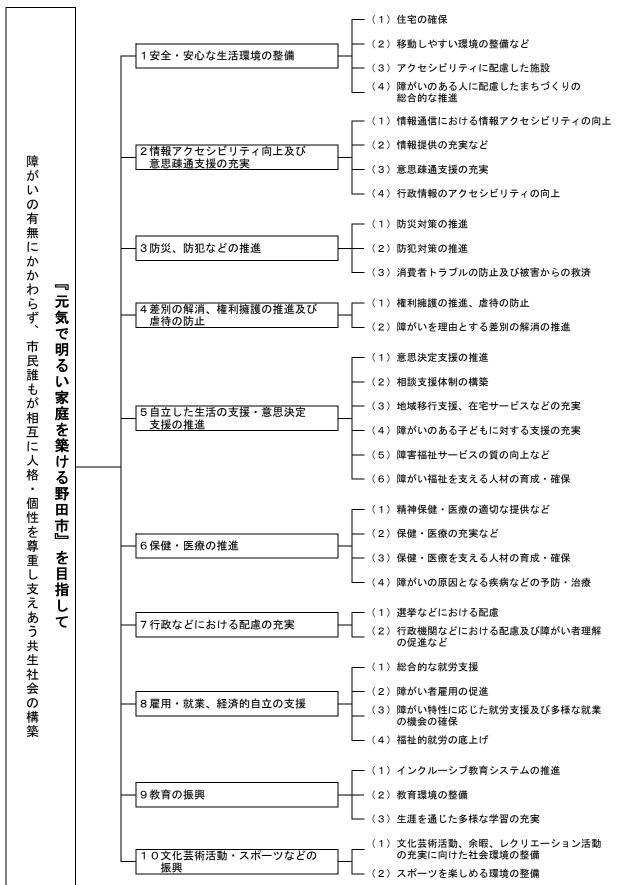
(差別の禁止)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行され、 法制的な整備は講じられているが、実効性の確保に努めます。

(計画の取組)

ユニバーサルデザイン2020行動計画への実現に取組みます。

3 計画の体系



4 計画の展開方向

I 総論

第2次野田市障がい者基本計画(改訂)と同じように、障がいのある人に関わる施 策を推進します。

(前回との項目比較)

N.	国の第四次障害者基本計画 (H30.3 策定)	国の第三次障害者基本計画 (H25.9 策定)
No.	第3次野田市障がい者基本計画	第2次野田市障がい者基本計画(改訂)
1	安全・安心な生活環境の整備	生活支援
2	情報アクセシビリティ向上及び意思疎通 支援の充実	保健・医療
3	防災、防犯などの推進	教育、文化芸術活動・スポーツ等
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防 止	雇用・就業、経済的自立の支援
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	生活環境
6	保健・医療の推進	情報アクセシビリティ
7	行政などにおける配慮の充実	安全・安心
8	雇用・就業、経済的自立の支援	差別の解消及び権利擁護の推進
9	教育の振興	行政サービス等における配慮
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	啓発・広報

Ⅱ 各 論

1. 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設などの普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、障がいを理由とする社会的障壁を除去し、アクセシビリティの向上を推進します。

2. 情報アクセシビリティ向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションができるように、意思疎通 支援を担う人材の育成・人材の確保を行います。また、補聴援助システムなどの機器を 確保して意思疎通支援事業の充実を図ります。

3. 防災、防犯などの推進

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、 災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時においては障がい特性に配慮した情報 保障や避難支援を推進し、福祉避難所・福祉避難スペースを含めた避難所の確保に向け た取組を推進します。

また、障がいのある人を、犯罪被害や消費者被害から守るために、犯罪対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を 図りつつ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の 浸透に向けた広報、啓発活動を展開し、障害者差別解消法の実効性のある施行を図りま す。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び意思を表明することが困難な障がいのある人に対し、本 人の自己決定を尊重される相談支援が受けられる体制を構築し、障がいのある人の地域 移行及び地域定着を推進します。

障がいのある人が、グループホームなどを利用し、地域の実情に即した支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

6. 保健・医療の推進

障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り、地域で支援を行います。

また、入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の 解消を推進します。

さらに、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制などと連携を図ります。

7. 行政などにおける配慮の充実

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるように、行政機関の窓口、選挙などにおいて、必要な環境の整備、障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

あわせて、雇用・就業の促進に関する施策と、福祉施策との適切な組合せを検証します。

9. 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組を整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、障がいのある人が、その一生を通じて、自分の可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として、豊かな生活が送れるように、共生社会の実現を目指します。

10. 文化芸術活動・スポーツなどの振興

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいのある人への理解と知識を深めて、障がいのある人の自立と社会参加の促進を促します。

サンスマイル、市民ふれあいハートまつり、福祉のまちづくりフェスティバル、障が

い者釣大会、おひさまといっしょになどを通じて、障がいのある人の交流、余暇の充実 を図ります。

また、障がいのある人のスポーツの普及に努めます。

第4章 各分野における施策の基本的な方向性

1 安全・安心な生活環境の整備

事業番号•事業名	1 安全・安心な生活環境の整備				
	(1)住宅の確保				
担当課	障がい者支援課、営繕課				

【事業、施策などの現状】

- ・市内に、障がい者グループホームが9法人23事業所あります。
- ・障害者グループホーム等支援事業(千葉県事業)において、障害保健福祉圏域ごと に障害者グループホーム等支援ワーカーを配置し、グループホームなどに対する相 談支援や新規開設支援などを行っています。
- ・第二の福祉ゾーン(市有地)において、地域生活支援拠点事業(相談支援、短期入 所及びグループホーム)を実施する準備を進めています。
- ・障がい者等グループホーム運営費補助金交付事業、障がい者グループホーム等入居 者家賃助成金事業を実施しています。

〈平成 29 年度〉

区分	内容
障がい者等グループホーム	9 法人 17 事業所
運営費助成 (該当事業所のみ)	(市内4法人8事業所、市外5法人9事業所
障がい者グループホーム等入居者	90人(市内グループホーム入居者 48人)(市
家賃補助 (該当者のみ)	外グループホーム入居者 42 人)

・障がいのある人の生活環境向上のため、日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の 給付による住宅改修(バリアフリー化)を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	内容
	身体障害者手帳(等級:1級から3級)を所持する下肢、体幹に障がいのあ
対象者	る人
	身体障害者手帳(等級:1級、2級)を所持する上肢に障がいのある人
件数	5 件

・安心した住環境を整備するため、たんすや本棚、食器棚などの木製家具に市が用意 した家具転倒防止器具を無償で取り付ける家具転倒防止器具取付事業を実施して います。

〈平成29年度〉

区分	内容	
	身体障害者手帳(等級:1級から3級)を所持する人がいる世帯	
対象者	療育手帳(等級:最重度、重度、中度)を所持する人がいる世帯	
	精神障害者保健福祉手帳(等級:1級または2級)を所持する人	
	がいる世帯	
件数	2 件	

- ・障がいのある人が、家賃の支払いができるにもかかわらず、不動産仲介業者から「条件のあう住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が安定しない状況」などの理由で、民間賃貸住宅を、ひとりで探すのが困難な人を支援する「民間賃貸住宅居住支援制度」を実施しています。
- ・市営住宅の入居募集においては、単身世帯(60歳以上の人や障がいのある人)、車 椅子使用者世帯、高齢者など・障がい者世帯向けなどに分類し案内をしています。

【事業、施策などの課題】

- ・地域生活支援拠点事業を実施するにあたり、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりについて、 実態に応じた整備が必要になります。
- ・地域移行の推進には、住まいの場となるグループホームの確保が重要になります。
- ・障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」に備え、地域で生活する生活の拠点となる障がい者グループホームの運営法人への運営費助成、入居者への家賃補助の支援が必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・平成32年度を目標に、第二の福祉ゾーン(市有地)において、地域生活支援拠点 (相談支援、短期入所及びグループホーム)を整備します。
- ・地域生活支援拠点(相談支援、短期入所及びグループホーム)において、基幹相談 支援センター、体験・機会の場の提供及び 24 時間対応可能な緊急短期入所などの 推進に努めます。
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助では障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる新たな「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを踏まえ、日中サービス支援型共同生活援助についての情報収集に努めます。
- ・障がいのある人が、地域で生活するために、グループホーム運営費助成、障がい者 グループホーム等入居者家賃助補助を引き続き実施します。
- ・日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の給付による住宅改修(バリアフリー化) を引き続き支援します。

事業番号•事業名	1 安全・安心な生活環境の整備	
	(2)移動しやすい環境の整備など	
担当課	障がい者支援課、生活支援課(社会福祉協議会)、高齢者支援	
担当床	課、企画調整課	

【事業、施策などの現状】

・障がいのある人が、福祉タクシーを利用した場合、利用1回につき支払った運賃の 2分の1に相当する額(1,000円を上限)の助成を実施しています。

(1月あたり10枚の助成券を支給しています。)

〈平成29年度〉

区分	内容
対象者	身体障害者手帳(等級:1級から3級)を所持する人
	療育手帳を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳(等級:1級)を所持する人
平成 29 年度	482 人

〈福祉タクシー登録事業所〉

事業所数(営業所数)	61 事業所(63 営業所)
T /N//19/	

・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加を促す移動支援事業を実施しています。 〈平成29年度〉

区分	内容
	身体障害者手帳を所持する人のうち
	両下肢の機能障がいの程度が1級または2級
対象者	体幹の機能障がいの程度が1級から3級
	療育手帳を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳を所持する人
利用者	136 人

・外出に同行し、移動時に必要な視覚的情報の提供(代筆・代読を含む)を行うとと もに、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際の必要な援助を行う 同行援護を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	人数
利用者	27 人

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、同行援護は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の分類が廃止され、基本報酬が一本化されます。
- ・まめバスの利用に当たり、障がい者手帳の提示により、通常運賃 100 円を 50 円に割引をします。

(割引対象者は、大人(中学生以上)のみ。付添人も1人まで対象です。)

・身体障がいのある人が、自立更生のため自動車運転免許を取得した場合、費用の一 部を助成しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
助成件数	4件

・身体障がいのある人が、就労、通院、通学に使用する自動車について、自ら運転するために必要な改造を行った場合に、費用の一部を助成しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
助成件数	2 件

・社会福祉協議会において、福祉カー貸出事業を実施しています。 〈平成 29 年度〉

区分		利用件数
ゆうあい号1台(5人乗り	うち車いす2台乗車可能)	87 件
たんぽぽ号4台(3人乗り	うち車いす1台乗車可能)	252 件

【事業、施策などの課題】

・公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人を運送する福祉有償運送事業 「の活用や周知を検討する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手 段を把握し、支援に努めます。(五十嵐委員)【障がい・高齢】
- コミュニティバス検討専門委員会議におけるまめバスの運行と併せて検討しているまめバスが運行できない地域、いわゆる交通不便地域の対応の中でさらなる移動手段について検討していきます。(鈴木美委員)【企画】

¹特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人が実施する事業

事業番号•事業名	1 安全・安心な生活環境の整備	
	(3) アクセシビリティに配慮した施設	
担当課	担当課 障がい者支援課、管理課、みどりと水のまちづくり課	

【事業、施策などの現状】

- ・窓口業務などを行う行政施設について改修などを行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に 基づき施工しています。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備しています。
- ・駅周辺の視覚障がい者誘導用ブロック上に、物を置かないことを案内する「点字ブロックステッカー」の貼付を実施しています。

【事業、施策などの課題】

・ 通路、施設内の段差を解消するにあたり、スロープなどの設置スペースが確保できないため、整備が難しい場合があります。

【事業、施策などの方針】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、引続き施工するよう協議します。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できるように進めます。
- ・公益的施設において、障がいのある人や高齢の人が、安全で快適に利用できるよう 必要な整備基準への適合努力義務を求めていきます。

事業番号•事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
担当課	生活支援課、障がい者支援課、市民生活課、都市整備課、
	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所

【事業、施策などの現状】

・平成9年度より平成29年度まで、福祉のまちづくりパトロールを実施し、総指摘 箇所は、3,493箇所になります。

また、パトロール範囲について、平成24年度で公共施設から500m以内は終了し、 平成25年度から、半径1,000m以内に拡大しています。

〈平成29年度指摘箇所 110箇所〉

市所管分			国・県所管分			警察/事業者/ 所有者対応			車駐 車看	現状
指摘	改修済	H30 以降	指摘 箇所	改修 済	未改修・ 現状維持 ※ 1	指摘	改修済	未改修・ 現状維持 ※ 2、3	板、 枝剪 定等	維持
69	69	0	17	10	7	15	5	10	0	9

- ※1 国や県の未改修及び現状維持は、先方が現地を確認し、即座に対応が必要かど うか、修繕箇所の優先順位等を見ながら、予算内で対応できるところから対応 しています。
- ※2 警察による回答の現状維持は、現時点での早急な対応が必要ないとの判断によるものです。
- ※3 事業者・所有者の未改修及び現状維持は、相手方の判断に委ねられており、強制的に改修を依頼することはできないものです。
- ・野田市行政改革大綱における「ファシリティマネジメント (施設の長寿命化計画) の基本方針」が策定され、公共施設のバリアフリー化について、予算の範囲内で、 総合計画実施計画に位置付けし、計画的に実施しています。

具体的な実施事業は、平成 27 年度に実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果を基にした「個別事業策定方針」や利用状況等を踏まえて、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会で決定しています。 〈個別事業策定方針に基づく平成 29 年度実施事業〉

事業名	内容
勤労青少年ホームトイレ改修工事	男女トイレ 洋式便器改修(自動洗浄タイプ)他
福田公民館トイレ改修工事	男女トイレ 洋式便器改修(自動洗浄タイプ)他
関宿公民館トイレ改修工事	女トイレ・車椅子用トイレ
	洋式便器改修(自動洗浄タイプ)他

事業名	内容
中央公民館玄関ポーチ手すり設置工事	玄関ポーチ 手すり2箇所設置
携帯型集団補聴システム整備(備品)	携帯型磁器ループ機器、マイク・スピーカーなど

- ・公共施設における多目的トイレの箇所は136箇所ありますが、そのうちオストメイト対応トイレは12箇所です。オストメイト対応可能なトイレが設置されている施設一覧をホームページに掲載しています。
- ・愛宕駅周辺地区を重点地区として高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した 移動円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」という。)に基づき 作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一 体的なバリアフリー化を推進しています。
- ・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口暫定駅前広場をバリアフリー化対応で整備しました。また、愛宕駅東口に仮駅舎を設置し、車いす対応のトイレやスロープを整備し、愛宕駅東口暫定駅前広場から一体的なバリアフリー化を推進しました。
- ・ 準重点整備地区の野田市駅は、仮駅舎の設置に伴い車いす対応のトイレを整備いた しました。
- ・愛宕駅及び野田市駅については引き続き、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。
- ・市内に、視覚障がい者用信号機(音声付き信号機)は11箇所設置されています。

【事業、施策などの課題】

- ・バリアフリー化について、道路及び公共施設を併せて、検討が必要です。
- ・既存のトイレについて、オストメイト対応トイレを含む多目的トイレの新設や既存 改修では、設置スペースの確保が必要です。
- ・重点整備地区の愛宕駅や東西駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅や西口駅前広場については、連続立体交差事業の実施に合わせて一体的なバリアフリー化を推進することとしていますが、工事完了まで時間を要することが課題となっています。
- ・信号機設置については、交通安全施設の維持管理に係る費用も増えていることから、 信号機の新規設置数が少ない状況となっています。

【事業、施策などの方針】

- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号 機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。
- ・重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の 整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、 駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

- ・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法による原則、平成32年度までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業の整備により図られることから、事業の早期完成を促進していきます。
- ・信号機設置要望のあった交差点については、引き続き、必要性、緊急性を検討し、 野田警察署へ市から要望していきたいと考えています。

2 情報アクセシビリティ²の向上及び意思疎通支援の充実

事業番号•事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実		
	(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上		
担当課	障がい者支援課、営繕課、市民課		

【事業、施策などの現状】

・聴覚や発語の障がいのある人が携帯電話やスマートフォンのインターネット接続を利用して、簡単な操作で119番通報ができる緊急通報システム「WEB119」を平成25年度から開始し、さらに機能が充実した「NET119」に平成29年度から変更しました。

〈平成29年度〉

区分	人数
登録者	31 人

- ・視覚障がいのある人への対応として、パンフレット、ポスターに音声コード Uni-Voice を導入し、情報通信機器を通して、必要な情報を得られるように進めました。 (平成 29 年度障がい者支援課におけるパンフレット、ヘルプマーク、第 5 期野田市 障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画、平成 30 年野田市議会議員一般選挙 におけるポスター)
- ・施設の案内表記について、視覚障がいのある人に配慮したカラーユニバーサルデザインの認証を受けたもので導入を図りました。

(平成29年度 市役所正面玄関ホール:野田市庁舎案内板)

(平成30年度 市民課窓口:番号札発券器機、番号呼び出し表示パネル)

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人のICT活用を推進するとともに、情報通信機器の取得や情報提供、 活用方法の周知に努める必要があります。
- ・音声コード Uni-Voice については、写真や図形には対応できないため、当事者などの意見を聴きながら、必要な情報をわかりやすく提供していく必要があります。
- ・音声コード Uni-Voice 導入にあたり、音声コード Uni-Voice 脇に、説明文を併記する必要があります。
- ・平成 20 年度に配備した視覚障害者用活字文書読上げ装置(スピーチオ 障がい者 支援課窓口)及び、視覚障害者用ポータブルレコーダー(プレクストーク 障がい 者支援課及び図書館窓口)は、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器の拡充

²年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できること。

に伴い、見直しなどの検討が必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・障がいのある人が、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器を活用し、社会参加の促進を推進します。
- ・日常生活用具給付において、情報通信機器のあり方を検討します。

事業番号•事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(2)情報提供の充実など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・設置手話通訳者は、障がい者支援課に月曜日、火曜日が午前9時から午後1時まで、水曜日、木曜日が午後1時から午後5時まで、金曜日は関宿支所に午後1時から午後5時まで設置しています。
- ・平成30年1月より、障がい者支援課に配置されている設置手話通訳者が、手話通 訳者及び要約筆記者の派遣受付事務を実施しています。
- (社会福祉協議会に委託していた手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を、設置手話 通訳者が直接行うことに変更しました。)
- ・市が開催する会議、講演会などにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、ある いは補聴援助システムの配備による情報保障を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
手話通訳者の派遣	416件(平成 29 年 4 月~12 月まで)
于的 迪 就有 <i>仍</i> 派追	118件(平成 30年1月~3月まで)
亜幼笠和老の返連	167件(平成29年4月~12月まで)
要約筆記者の派遣	25 件(平成 30 年 1 月~3 月まで)
補聴援助システムの利用	12 件

・福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会において、「補聴援助システム」の配備を進め、平成28年度に本庁舎、平成29年度に南コミュニティセンターに配備しました。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人が出席する会議については、障がい特性に応じた配慮が必要です。
- ・会議などにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の活用や補聴援助システムの利用の 促進を図ることが必要です。

【事業、施策などの方針】

- ・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴援助システム などの利用促進を図ります。
- ・障がいのある人が出席する会議では、会議資料の提供方法や会議の進め方などについて、障がい特性に応じた配慮に努めます。

・障がいのある人のためのICT利用について注視します。

事業番号•事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(3) 意思疎通支援の充実
担当課	障がい者支援課、生活支援課(社会福祉協議会)

・意思疎通支援事業に関する養成研修を社会福祉協議会に委託して実施しています。 〈平成28年度〉

区分	受講者
手話奉仕員養成講座(後期)	9 人
(亚成 28 年度)	

区分	受講者
要約筆記者養成講座 ※隔年実施	2 人

- ・平成29年8月に庁内、関宿支所、各出張所の窓口に、聴覚に障がいのある人の求 めに応じ、筆談で対応することを示す「筆談マーク」を配置しました。
- ・平成29年度にヘルプマークを700個作成し、平成29年11月より、障がい者支援 課、関宿支所、各出張所において、ヘルプマークの配布を開始しました。また、千 葉県が健康福祉センター、市町村を通じて、ヘルプカードの配布を開始しました。 〈平成29年度〉

区分	配布個数
ヘルプマーク	475 個

- ・平成29年11月に、野田市が全国手話言語市区長会に加入しました。 (千葉県においては、平成28年6月に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条 例」が施行されました。)
- ・身体障害者手帳の所持にかかわらず、軽度・中等度難聴児(18歳未満)に対して、 健全な言語、社会性の発達を支援することも目的に補聴器の購入の費用の一部を助 成しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	2 件

【事業、施策などの課題】

- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のニーズに対 応するため、引続き支援体制の強化する必要があります。
- 窓口において、意思疎通に困難を抱える障がいのある人の利便性の向上を図る必要 があります。(熊沢委員)【障がい】

- ・千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、意思疎 通支援体制の充実に努める必要があります。
- 手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座の受講者が、定員数に達していません。

- ・コミュニケーションボードを活用した知的障がいのある人や自閉症の人などが意思 疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進します。
- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕者等の養成研修を推進し、支援体制の充実を図りながら、PRに努め、市民への理解を呼び掛けていきます。(熊沢委員)【障がい】
- ・設置通訳者以外の意思疎通支援方法も、検討していきます。(熊沢委員)【障がい】

事業番号•事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
(4) 行政情報のアクセシビリティの向上	
担当課	障がい者支援課、防災安全課、社会教育課(公民館)

・点字・声の広報等発行事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。 (視覚障がいのある人を対象に、市報のだをCD及び点訳ダイジェスト版に作成し、 対象者に送付しています。)

〈平成29年度〉

区分	対象者	実施回数
CD	22 人	24 回
点訳	6人	24 回

- ・聴覚障がいのある人に対して、防災行政無線の戸別受信機及び戸別文字表示器の貸 与を実施しています。
- ・視覚障がいのある人を対象とした中途視覚障害者自立更正支援事業の利用があります。事業内容は、歩行訓練、点字、ワープロ、日常生活動作訓練があります。
- ・障害福祉サービスのうち機能訓練(国立障害者リハビリテーションセンター)において、視覚障がいのある人を対象とした歩行訓練、点字、ワープロ、日常生活動作訓練があります。
- ・野田公民館において、視覚障がい者協会の協力をいただき視覚障がいのある人のためのパソコン補修講習会を行っています。

〈平成29年度〉

事業名	内容
パソコン補習講習会	毎月第2土曜日 午前10時から正午ごろまで

・野田公民館情報活用コーナーに視覚障がいのある人が使用可能なパソコンを設置し 利用いただくとともに、年に1回、視覚障がいのある当事者を講師に、視覚障がい のある人のためのパソコン講座を開催しています。

【事業、施策などの課題】

- ・点字・声の広報等発行事業の対象とする文書を充実させる必要があります。
- ・野田公民館情報活用コーナーを利用する障がいのある人及び支援グループが少数に とどまっているため、周知を図り、障がいのある人に対応する機器利用の促進を図 る必要があります。

- ・点字・声の広報等発行事業の充実に努めます。
- ・引き続き野田公民館情報活用コーナーでの視覚障がいのある人の IT 活用を促進す

るための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。

3 防災、防犯などの推進

事業番号•事業名	3 防災、防犯などの推進
	(1) 防災対策の推進
担当課	障がい者支援課、防災安全課

【事業、施策などの現状】

- ・自主防災組織の協力により、避難所開設訓練を実施しています。
- ・防災関係機関・事業者・市民などの参加により総合防災訓練を実施しています。
- ・大規模な地震、風水害その他の災害が発生し避難所開設が長引く場合に配慮を必要とする障がいのある人(要配慮者³)を受け入れる福祉避難所⁴について、平成25年10月9日にバリアフリー化され、施設内の安全性、利便性が確保されている障害者支援施設及び特別支援学校と協定を締結しました。

〈福祉避難所〉

施設名	法人名等	所在地	備考
くすのき苑	(社福) いちいの会	野田市木間ケ瀬 3121 番地	障害者支援施設
野田特別支援学校	千葉県	野田市鶴奉 147 番地の 1	公立学校
野田芽吹学園	(社福)野田芽吹会	野田市下三ケ尾875番地の1	障害者支援施設

・平成29年度避難所開設訓練の実施に伴い、川間公民館において福祉避難スペース⁵の確保を実施し、障がいのある人と避難生活を共にすることを想定して避難者(訓練に参加した人)に障がいの特性を理解していただくため、野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」が参加し、障がいの特性について、説明を行いました。

【事業、施策などの課題】

・地域防災計画に沿い、福祉避難所と連携し、災害時の支援体制の整備を強化する必要があります。

【事業、施策などの方針】

・総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を推進します。

³防災政策において特に配慮を要する障がいのある人

⁴二次的に要配慮者を収容する施設

⁵一般の避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定します。専門性の高いサービスは必要としないものの、避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者が避難する場所になります。

事業番号•事業名	3 防災、防犯などの推進
	(2) 防犯対策の推進
担当課	障がい者支援課、防災安全課

- ・野田市立あおい空の短期入所においては、玄関を施錠し、警備会社が建物内の巡回 を実施しています。
- ・市内の障害者支援施設においては、利用者の高齢化に伴い、歩行時のつまずきや、 突発的な発作などを確認することが目的になりますが、防犯カメラが設置されてい ます。
- ・平成28年7月に、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が 殺傷されるという痛ましい事件が発生したことを受けて、「社会福祉施設等におけ る入所者等の安全の確保について」通知がありました。
- ・北部地区に設置した「まめばん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両2 台による市内全域のパトロールを行い犯罪の抑止に努めています。
- ・ひったくりなど路上犯罪を減少させるため、野田市内に防犯カメラを 75 台(平成 30 年 3 月末現在)設置し犯罪の抑止に努めています。

【事業、施策の課題】

・障がいのある人への理解、あるいは障がいのある人が入所している障害者支援施設 への理解が必要です。

- ・地域の人との交流を深めることにより、障がいのある人について理解し社会福祉施 設などにおける障がいのある人の安全の確保に努めていきます。
- ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めます。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時にはパトロールを 強化します。
- ・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。

事業番号•事業名	3 防災、防犯などの推進
	(3)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
担当課	市民生活課

・消費生活センターのPRを行うとともに、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図っています。

【事業、施策などの課題】

・障がいのある人を消費者被害から守るため、障がいのある人に相談窓口となる消費生活センターをPRするとともに、関係機関と連携して出前講座などを推進する必要があります。

【事業、施策などの方針】

・障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

事業番号•事業名	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	(1)権利擁護の推進、虐待の防止
担当課	障がい者支援課、生活支援課(社会福祉協議会)
担当味	人権 • 男女共同参画推進課

【事業、施策などの現状】

- ・毎年、市報のだ(10月~12月)に、障害者虐待防止法の記事を掲載しています。
- ・障がい者支援課に「野田市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人 への虐待について、通報・届出の受付、あるいは相談に対応しています。
- ・毎月、各出張所、関宿支所、公民館、会館、保健センター、社会福祉協議会などに 配布している相談チラシ(当事者・関係者相談日、専門相談日の掲載案内)に、野 田市障がい者虐待防止センターについてを掲載しています。
- ・野田市社会福祉協議会が野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しています。

〈平成29年度の障がいのある人の後見等の市長申立て件数〉

区分	件数
市長申立て件数	1 件

〈平成29年度の野田市障がい者虐待防止センターの相談、通報の件数〉

区分	件数
通報、届出件数	13 件
虐待認定件数	2 件

〈平成29年度の野田市成年後見支援センターの後見支援員数と後見等受任件数〉

区分	件数
後見支援員数	3 人
後見等受任件数	4 件

【事業、施策などの課題】

・市民・福祉施設従事者、民間事業所に対して、障害者虐待防止法の啓発、周知に努める必要があります。

- 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権 利擁護の推進、虐待の防止に努めます。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(本会、専門部会)と連携し、 心の作品展事業を通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- ・障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を 利用して適切に管理できるよう支援します。

事業番号•事業名	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
担当課	障がい者支援課、人権・男女共同参画推進課

- ・障害者差別解消法第 10 条に基づき「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領」を策定し、職員研修を実施しています。
- ・障害者総合支援法第89条の3及び、障害者差別解消法第17条第1項に基づいて、 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(本会・専門部会)を整備し、 専門部会には、相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会を配置し ています。
 - ・市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施しました。

〈平成29年度〉

区分	件数
障がいを理由とする差別に関する相談	3件

【事業、施策などの課題】

- ・市民・福祉施設従事者、民間事業所に対して、障害者差別解消法の啓発、周知に努める必要があります。
- ・市職員に対して、障がいを理由とする差別の解消の推進及び、障がい特性の理解を 促進し意識向上に努める必要があります。

- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいを理由とする差別 の解消の推進と、障がい特性の理解に努めます。
- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における広域専門 指導員、地域相談員と連携を図り、県条例の普及に努めます。
- ・引き続き市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施します。

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

事業番号。事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
	(1) 意思決定支援の推進		
担当課	障がい者支援課、生活支援課(社会福祉協議会)		

【事業、施策などの現状】

- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度について、障がい福祉ガイドブックにて制度 の紹介を行い、普及啓発に努めています。
- ・野田市成年後見支援センターについて、障がい福祉ガイドブックにて紹介を行っています。
- ・特定援助対象者法律相談援助制度について、障がい福祉ガイドブックにて紹介を行っています。
- ・障がい者支援課が受けた相談支援件数 〈平成 29 年度〉

区分	件数
障がい者相談件数	846 件
うち、権利擁護に関する支援	59 件

- ・野田市社会福祉協議会が野田市成年後見支援センターを開設しています。
- ・野田市成年後見支援センターに後見支援員が登録されており、市民後見人として活 躍することを目標としています。
- ・障害福祉サービス、障がい児の福祉サービスの利用に当たり、原則として相談支援 専門員が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、 利用者の意思を尊重してサービス等利用計画(案)、障害児支援利用計画(案)を 作成しています。

(この他に、セルフプラン、ケアプランによる対応があります。)

・市内には、相談支援専門員が配置されている相談支援事業所が 10 事業所あり、そのうち千葉県相談支援従事者専門コース別研修(精神障害者支援の障害特性と支援 技法を学ぶ研修)修了事業所は2事業所です。(野口委員)【障がい】

【事業、施策などの課題】

- ・障害年金などの個人の財産については、障がいのある人が「成年後見制度利用支援 事業」を利用して適切に管理できるよう支援する必要があります。
- ・障がいのある人の高齢化、重度化、「親亡き後」を見据え、日常生活自立支援事業 や成年後見制度を利用する人が増加することが想定されます。
- ・相談支援の利用者が増加しており、相談支援専門員の人数が不足しています。

- ・引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、 利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。
- ・知的障がいまたは精神障がいにより、判断能力が不十分な人が、速やかな成年後見 制度が利用できるように努めます。
- ・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)、障害児支援利用計画(案) について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努 めます。
- 国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めます。(野口委員)【障がい】
- ・千葉県が実施する研修(相談支援に関する研修など)を必要に応じて、障害福祉サービス事業所に周知し研修の受講を促し、障害福祉サービス事業所の技量向上を図ります。(野口委員)【障がい】

事業番号。事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
	(2)相談支援体制の構築		
担当課	障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課		

・相談支援機能強化として、市内の地域活動支援センター I 型の事業者と、近隣市の相談支援事業を受託し、野田圏域にとらわれない相談支援事業者に、相談支援事業を委託しています。

〈相談支援事業所 事業所数:2〉

・市内に指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所があり、計画相談支援、 障害児相談支援、基本相談支援を実施しています。

〈相談支援事業所 事業所数:10〉

- ・野田市障がい者団体連絡会の協力により「当事者関係者相談」を実施し、野田特別支援学校、中核地域生活支援センターのだネット、サポートセンター沼南、地域活動支援センターさくら、障がい者相談員の協力により「専門相談」を実施しています。
- ・当事者関係者相談は、障がいのある当事者が相談に応じる体制としています。

〈当事者関係者相談〉予約制

区分	実施日	時間	団体等
 視覚障がい者相談	第1火曜日	午前 10 時から正午まで	野田市視覚障がい者
			協会
		 午後 1 時 30 分から	野田市中途失聴者・
聴覚障がい者相談	第1火曜日	午後 3 時 30 分まで	難聴者の集い「みみ
		「仮り時の力よく	づくの会」
			野田市手をつなぐ親
知的障がい者相談	第1水曜日	午前 10 時から正午まで	の会
			野田市自閉症協会
			野田市身体障がい者
 身体障がい者相談	第1水曜日	午後1時30分から	福祉会
対	分 1 小唯 1	午後3時30分まで	野田市肢体不自由児
			者父母の会
ろうあ者相談	第3火曜日	午前 10 時から正午まで	野田市聴覚障害者協
			会
************************************	笠 2 小明 ロ	午後1時30分から	市内の地域活動支援
精神障がい者相談	第3火曜日	午後3時30分まで	センター

〈専門相談〉予約制

区分	日時	時間	団体等
**************************************	第1、第3	午後 1 時 30 分から	野田特別支援学校
発達教育相談	月曜日	午後4時まで	
生活療育相談	英 1	午後 1 時 30 分から	中核地域生活支援
生的源 月阳欧	第1木曜日	午後4時まで	センター
就労者生活相談	第3木曜日	午後1時30分から	サポートセンター
		午後4時まで	沼南
こころの生活相談 第4火曜	第4火曜日	午後 1 時 30 分から	地域活動支援セン
こころの生活相談	免4八唯口	午後4時まで	ターさくら
生活支援相談	第4木曜日	午後1時30分から	障がい者相談員
		午後4時まで	

・指定管理者が管理しているあさひ育成園、こだま学園において、外来療育相談を実施しています。

〈外来療育相談〉予約制

区分	日時	時間
あさひ育成園	毎週木曜日	午後3時から午後5時まで
こだま学園	毎週火曜日	午前9時から正午

・野田市障がい者団体連絡会の推薦による 11 名を野田市障がい者相談員とし相談業務を委託しています。

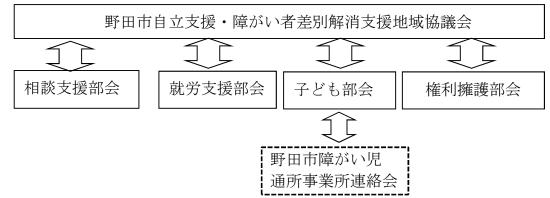
(野田市障がい者相談は、身体障害者福祉法第 12 条の 3 に規定する身体障害者相談 員及び知的障害者福祉法第 15 条の 2 に規定する知的障害者相談員です。)

- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会について、本会と4つの専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会)を配置し、それぞれの部会が課題に対して意見交換などを実施しています。
- ・子ども部会においては、障がい児通所事業所連絡会を設けて、事業所との意見交換 会を実施しています。

(平成28年11月、障害者総合支援法第89条の3に基づく野田市地域自立支援協議会について、障害者差別解消法第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会の機能を追加した野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組し、併せて専門部会についても、権利擁護部会を追加しました。)

組織図

障害者総合支援法第89条の3、障害者差別解消法第17条による協議会



〈平成 29 年度〉

区分	開催回数
本会	2 回
相談支援部会	3 回
就労支援部会	3 回
子ども部会	4 回
権利擁護部会	3 回
障がい児通所事業所連絡会	2 回

【事業、施策などの課題】

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所同士の連携と、相談支援事業所間を調整、とりまとめをする機関の設置を検討する必要があります。 (障害者総合支援法第77条の2に基づく基幹相談支援センター)
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援、障害児相談支援 における質の高い事業所を評価する制度について、周知が必要です。

区分	サービス	内容
支援	モニタリング実施	居宅介護者が6月ごとから3月ごとに
評価	標準期間の見直し	障害者支援施設入所者が1年ごとから6月ごと 他
支援 評価	相談支援専門員 1 人あたりの標準担 当件数の設定	1 人の相談支援専門員が担当する 1 月の標準担当件 数は 35 件
支援	特定事業所加算の	事業所における相談支援専門員の複数人配置などを
評価	見直し	評価
支援 評価	高い質と専門性を 評価する加算創設	初回加算、入院時情報連係加算、退院・退所加算、 サービス担当者会議実施加算など7項目

・障害者総合支援法の改正に伴い、共生型サービスが創設されたことや長期間にわた り障害福祉サービスを利用していた一定の高齢期の障がいのある人に対する介護 保険サービスの利用者負担の軽減などを踏まえ、両サービスの円滑な利用を促進す るため、介護支援専門員との連携が重要になります。

- ・障害者総合支援法第77条の2に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援 事業所間の連携を図ります。
- ・地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備にあわせて相談支援 の充実を図ります。(加藤委員)【障がい】
- 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障害福祉サービス事業所・障害児通所事業所が抱える事案、障がいのある人に対する差別や虐待(の疑い)などについて、引き続き協議、報告し解決に向けて、取組みます。(加藤委員)【障がい】
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響をみながら、障害福祉サービスの利用推進を図ります。
- ・相談支援専門員と介護支援専門員が支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携 の強化を図ります。

事業番号•事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(3)地域移行支援、在宅サービスなどの充実
担当課	障がい者支援課

- ・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所の事業所数は次のとおりです。
- 1 訪問系サービス(障害福祉サービス)

区分	事業所数
居宅介護事業所	15
重度訪問介護	13
同行援護	2
行動援護	1

2 訪問系サービス (地域生活支援事業)

区分	事業所数
訪問入浴サービス	1 (委託事業所)

3 日中活動系サービス (障害福祉サービス)

区分	事業所数
生活介護	10
短期入所	6 (うち法外 1)
共生型生活介護	1

4 施設系・居住系サービス (障害福祉サービス)

区分	事業所数
施設入所支援	2
共同生活援助 (グループホーム)	23

5 訓練系サービス (障害福祉サービス)

区分	事業所数
自立訓練(生活訓練)	1

6 就労系サービス (障害福祉サービス)

区分	事業所数
就労移行支援	1
就労継続支援A型	3
就労継続支援B型	6

7 日中活動系サービス(地域生活支援事業)

区分	事業所数
一時支援事業	8
移動支援事業	6
地域活動支援センター	4

- ・千葉県において6番目の重症心身障がい児者施設(東葛地区初めての施設)が開所 しています。
- ・地域活動支援センター運営費等補助金交付規則に基づいて、野田市援護者が利用している市内4箇所、市外3箇所の地域活動支援センターに補助金を交付しています。
- ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会(千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する障害者グループホーム等支援事業)にオブザーバーとして参加し、意見 交換を行っています。
- ・障がい者にも対応した特別養護老人ホーム「船形サルビア荘」の入所検討委員会に、 オブザーバーとして参加し、入所検討を行っています。
- ・東葛地域医療的ケア連絡協議会に参加し、意見交換を行っています。
- ・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターの利用者に対し、傷害保険料及び 通所者交通費を助成しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
傷害保険料の助成	341 件
〈平成 29 年度〉	
区分	件数
通所者交通費費の助成	266 件

【事業、施策などの課題】

・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、支援評価、報酬見直、上限設定、 サービスの創設、報酬設定された制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
支援	重度訪問介護	障害支援区分 6 の人が、病院、診療所、介護老人保
評価	入院中の支援評価	健施設への入院中のコミュニケーション支援を提供
報酬見直	同行援護 基本報酬の見直し	外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化
上限設定	短期入所 利用日数の見直し	・連続利用日数は30日限度(既存利用者は1年猶予) ・年間利用日数180日目安 (いずれも自治体判断により、やむを得ない場合は 例外可)

区分	サービス	内容
台口令几	日中サービス支援	グループホームの新たな類型(障がいのある人の重
創設	共同生活援助	度化、高齢化に対応)
創設	自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障がいのある人の意思を尊
目取		重した地域生活支援
創設	就労定着支援	就労移行支援などを利用して、一般就労に移行した
目100		障がいのある人の就労に伴う生活上の支援
加算	加算単位の見直し (送迎加算)	自動車維持費の低下を踏まえて適正化を図る
見直		生活介護において、重度の障がいのある人の送迎に
		対して、単価を見直す

・共生型サービスでは、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所と、介護保険のデイサービス(通所介護)事業所の併用が可能となり、 支援員の変更がないなどの利点はありますが、利用者がどのような影響をうけるか 注視する必要があります。(P55)(鈴木美委員)【障がい】

【事業、施策などの方針】

・地域移行支援、共同生活援助(グループホーム)及び平成30年度より創設された 就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図ります。

事業番号•事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実		
担当課	障がい者支援課、保健センター(子ども支援室)		
担当 妹	児童家庭課、保育課		

・ 市内の在宅サービスの事業所数 (障がい児の福祉サービス)

区分	事業所数
児童発達支援事業所	15
放課後等デイサービス事業所	15
保育所等訪問支援	1

• 千葉県事業

区分	事業所数
千葉県障害児等療育支援事業	1 (千葉県の委託事業所)

- ・子ども支援室が開催する療育支援会議に参加し意見交換を行っています。
- ・児童家庭課及び保健センターが保育所への巡回相談を実施している他、児童家庭課で学童保育所及び子ども館への巡回相談を実施しています。巡回時に保護者からの子育でに関する相談に応じたり、障がいの疑いのある子どもの早期発見に努めています。
- ・言語障がい児童に対する個別指導や、ことばに関する心配をお持ちの保護者の方の 相談を野田ことば相談室及び関宿ことば相談室において行いました。

〈平成29年度 相談実績〉

区分	件数
ことば相談室 相談件数	1,651件
「就学に向けての学習会」の講演会	43 人

・子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において育児相談や子育て講習会などを実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体などの交流会を開催し連携を図りました。

〈平成29年度 利用実績〉

区分	件数
子育て支援センター(4 箇所)	延 7,358人
子育てサロン(3 箇所)	延 2,042人
つどいの広場	延 5,165人

- ・子ども支援室に、保健師や心理士などの専門職を配置し、妊娠期から 18 歳までの子どもや保護者の相談体制を充実させるとともに、支援が必要な子どもを早期に療育などの支援につなげることに努めています。
- ・毎月1回開催している療育支援会議では、関係機関の意見交換や、相談のあった児の状況から望ましい支援について検討し、意見書を発行しています。意見書により、診断書や手帳を取得していない児が早期に児童発達支援や放課後等デイサービスの利用を開始することができます。

【事業、施策などの課題】

・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、支援評価、報酬見直、上限設定、 サービスの創設、報酬設定された制度の周知が必要です。

	_	· .
区分	サービス	内容
	居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアなどの重度の障がいのある児で、障害児通
創設		所支援事業所の外出が著しく困難な場合、居宅を訪問
		しての支援
報酬	放課後等デイサービス	障がいのある児の状態像を勘案した指標を設定し、報
見直し	基本報酬の見直し	酬区分を設定し、さらに短時間報酬を設定
報酬	 自己評価結果等の公表	自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達
見直し	日日計画和木寺の公衣	支援、放課後等デイサービスが、未公表の場合は減算

- 共生型サービスでは、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と、介護保険のデイサービス(通所介護)事業所の併用が可能となり、支援員の変更がないなどの利点はありますが、利用児がどのような影響をうけるか注視する必要があります。(P53)(鈴木美委員)【障がい】
- ・言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できないなどの発達障がいの 疑いのある利用児が多くなってきているので、それらの利用児も含めて言語発達遅 滞として一括して指導する必要があります。
- ・子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気で語り合う中で交流を図るとともに、育児相談などを行う場として、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。しかし、子育て中の悩みや相談が複雑化しており、より専門的な知識が必要となっています。
- ・療育支援会議では、意見書の発行に係る意見交換や、関係機関とのよりよい支援体制と連携方法について検討していく必要があります。

【事業、施策などの方針】

・療育支援の障害福祉サービスの適正な利用を図ります。

- ・児童家庭課と保健センターが保護者からの相談に応じ、保護者が専門的な療育を求めた障がいの(疑いの)ある子どもについては、障害児通所サービスや相談支援専門員の利用につながるよう子ども支援室及び障がい者支援課に案内しています。
- ・市内在住の未就学児について、引き続き言語発達遅滞、吃音などが見られる言語障がいのある児に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ子育て支援の促進を図ります。
- ・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談などの充実、また、子育て支援センターを中心に他機関との連携を図ります。
- ・子ども支援室で、関係機関の巡回相談などの実施を検討していきます。

事業番号•事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
	(5) 障害福祉サービスの質の向上など	
担当課	障がい者支援課	

- ・サービスを利用する児童の利便性向上を目的に市のホームページにおいて「放課後等デイサービス自己評価表⁶」を公表しています。
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、放課後等デイサービス事業者はおおむね1年に1回以上、ホームページや事業所内に公表します。
- ・就労継続支援A型事業所、児童発達支援通所事業所、相談支援事業所に対する実地 指導を実施しました。今度も、事業所の適正な運営に関して、必要に応じて実地指 導を実施します。

(指導内容:人員に関する基準、運営に関する基準、給付費の取扱い、事故発生時の対応)

【事業、施策などの課題】

・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦 情解決システム」の周知を図り、利用を支援する必要があります。

【事業、施策などの方針】

- ・必要に応じて、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所 などに立入検査を実施します。
- ・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦 情解決システム」の周知を図り、利用を支援します。

⁶放課後等デイサービス事業者が放課後等デイサービスガイドラインに沿い評価及び改善内容を 記載したもの

事業番号•事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
	(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保		
担当課	障がい者支援課、こぶし園、行政管理課、人事課		

・職員採用試験において、社会福祉士、理学療法士、作業療法士などの福祉専門職を 募集し、採用後は、保健福祉部、児童家庭部に専門職として勤務しています。 〈平成30年4月1日採用状況〉

区分	人数
社会福祉士	2 人
理学療法士	1人
作業療法士	1人
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	4 人

・市立の障害福祉サービス事業所及び障害児通所事業所では、福祉専門職が勤務しています。

〈平成30年の勤務状況(常勤、非常勤含む)

区分	事業所名	専門職	人数
		介護福祉士	6人
	野田市立あおい空	正看護師	1人
		准看護師	3 人
陸		正看護師	1人
障害福祉サービス	取口主ウなイカス 陸業投資記	准看護師	1人
福加	野田市立あすなろ職業指導所 	保育士	2 人
サ		介護福祉士兼保育士	1人
	マロナナケ かし田	社会福祉士	1人
ス	野田市立こぶし園	正看護師	1人
	野田市心身障がい者福祉作業所	介護福祉士	4 人
	到山口心分降がい有個位下来の	准看護師	1人
	取用去朋宾之身降於人老短如你类託	社会福祉士	1人
	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	正看護師	1人
		保育士	4 人
障害児通所	野田市立あさひ育成園	正看護師	1人
		准看護師	1人
		社会福祉士	1人
	野田市立こだま学園	社会福祉士兼保育士	1人
		保育士	5人

・意思疎通支援者派遣事業において、非常勤一般職員として設置通訳者、派遣職員を採用しています。

〈平成30年の勤務状況(非常勤一般職員)〉

区分	人数
手話通訳者 5 人	6 1
手話奉仕員1人	6人
要約筆記者 6 人	10 1
要約筆記奉仕員4人	10 人
計※	16 人

※1人が手話通訳者及び要約筆記者を兼務しているため、実人数は15人になります。

〈障がい者支援課職員の研修状況〉

- ・社会福祉主事の任用を受けている職員は、相談支援従事者初任者研修を受講し修了 証書の交付を受けています。(相談支援専門員の資格を取得しています。)
- ・千葉県(委託による研修を含む)が主催する様々な研修を受講しています。 〈平成29年度主な研修受講状況〉

区分	人数
市町村障害者虐待防止担当者連絡会議	3 人
千葉県相談支援従事者初任者研修	2人
相談支援従事者等専門コース別研修	1人

・この他、こぶし園においては、自立活動研修会(身体支援研修会)を計画的に進め、 児童に関係する課においても、専門的な研修を適時実施しています。

【事業、施策などの課題】

- ・福祉専門職の職員確保は、今後の事業継続に影響を与えることが考えられます。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座の受講者が、定員数に達していません。
- ・障がい福祉を支える人材の育成のため、手話奉仕員養成講座などへの職員の受講を 促進させる必要があります。また、障がい福祉関係職員や市職員(指定管理者の職 員を含む)が、様々な研修などを通じて、障がい特性、合理的配慮の理解を深める 必要があります。(鈴木美委員)(五十嵐委員)【人事・行管】

- 引き続き福祉専門職の職員を確保し、必要に応じて障がい者支援課などへの配置を 進めます。(野口委員)【人事・行管】
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記養成講座、同行援護従事者養成研修、点訳・音訳ボランティア講座などを含めた福祉専門職の人材養成講座について、市民への周知に努めます。また、職員に対しても各種養成講座の周知を強化し、受講者の増加に努めます。
- ・ 障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知 に努めます。(鈴木美委員)(五十嵐委員)【障がい】

- ・今後も市職員(指定管理者の職員を含む)が、様々な研修などに参加できるよう努めます。(鈴木美委員)(五十嵐委員)【人事・行管】
- ・平成 29 年 11 月に、千葉県が作成した千葉県福祉人材確保・定着推進方針のもと、 福祉的就労の定着、底上げを図ります。

6 保健・医療の推進

事業番号•事業名	6保健・医療の推進
	(1)精神保健・医療の適切な提供など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策などの現状】

- ・千葉県野田健康福祉センターが開催する野田保健所地域精神保健福祉連絡協議会に 参加し、意見交換を行っています。
- ・千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する事業者である中核地域生活支援センタ ーのだネットが開催する野田圏域連絡調整会議に参加し、意見交換を行っています。
- ・千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する千葉県精神障害者地域移行支援事業で 実施していた「こころの作品展」を、平成29年度は、野田市自立支援・障がい者 差別解消支援地域協議会の専門部会(相談支援部会)が中心となり、市役所1階ふ れあいギャラリーにおいて開催しました。
- ・千葉県高次脳機能障害支援拠点機関が開催する会議に参加し、意見交換を行っています。
- ・医療観察法に基づき、精神疾患による患者のケア会議に参加し、意見交換を行っています。

〈平成 29 年度〉

主催者	ケア会議実施回数
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	6 III
国府台病院	6 回
医療法人社団健仁会船橋北病院	4 回
医療法人社団啓心会岡田病院	4 回
計	14 回

・家族学習会の研修会、講演会を支援しています。

【事業、施策の課題】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場及び、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」のあり方を検討する必要があります。
- ・家族学習会の周知が必要です。

・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、精神障がいのある人の地域移行の推進が図られ、その周知が必要です。

区分	サービス	内容	
tin 答	精神障害者地域移	グループホームにおける精神障がいのある人の支援	
加算	行特別加算	を評価(退院から1年以内)	
創設	地域移行支援サー	地域教行支援におけて地域教行字集などの証何	
目 記	ビス費	地域移行支援における地域移行実績などの評価	
創設	创动	ひとり暮らしを希望する障がいのある人の意思を尊	
目 記	自立生活援助	重した地域生活支援	
加算	社会生活支援特別	医療観察法対象者への支援	
	加算		

- ・保健、福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を 推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し ます。
- ・地域移行支援や平成30年度に創設された自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。

事業番号•事業名	6保健・医療の推進	
	(2)保健・医療の充実など	
担当課	障がい者支援課	

・障がいのある人の医療費のうち、自己負担の一部または全額について助成をする 「重度心身障がい者医療費助成」を実施しています。

(所得制限、年齢制限があります。)

〈平成29年度〉

区分	内容
	身体障害者手帳(等級:1級から3級)を所持する人
対象者	療育手帳(等級:最重度、重度、中度)を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳(等級:1級)を所持する人
受給者数	3,344 人

・精神障がいのある人及び保護者に対し、医療費(入院療養費)の自己負担の一部を 助成する「精神障がい者入院医療費助成」を実施しています。(所得制限がありま す。)

〈平成29年度〉

区分	内容
対象者	野田市に引き続き1年以上住民登録があり、精神疾患の
	ため継続して1ヶ月以上入院している人
受給者数	131 人

- ※「重度心身障がい者医療費助成」と「精神障がい者入院医療費助成」は重複受給できません。
- ・自立支援医療(精神疾患の治療のため、通院に係る医療費の自己負担が原則1割負担となる「精神通院医療」、身体障害者手帳を所持する18歳以上の人で対象の疾病治療に対する医療費を軽減する「更正医療」、身体障がいのある、あるいは現存する疾患を放置すると障がいを残すと認められ、確実な治療効果が期待できる18歳未満の人の医療費を軽減する「育成医療」)を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	受給者数
更生医療	105 人
育成医療	22 人

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を初めて交付申請する人に診断書作成料

の助成を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
身体障害者手帳	289 件
精神障害者保健福祉手帳	107 件

- ・地域活動支援センターなどに巡回歯科診療車(ビーバー号)による歯科検診、歯科保健指導を実施しています。(千葉県が、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託しています。)
- ・千葉県において6番目の重症心身障がい児者施設(東葛地区初めての施設)

事業所名	種別	備考
東葛医療福祉センター光陽園	療養介護	野田市援護者6人(者5人児1人)
利用支は 切手庁とも時がい	潍手点 \ 	がいのもフレナカボレブいまナー / / / / /

利用者は、超重症心身障がい、準重症心身障がいのある人も入所しています。気管切開、人工呼吸器、胃チューブ、胃ろうなどの医療的ケアの対応がされています。

市立の障害福祉サービス事業所において、看護師による医療的ケアへの対応を実施しています。(矢野委員)(渡辺委員)【障がい】

事業所名	種別	対応している内容
野田市立あおい空	生活介護	胃ろう、喀痰吸引、導尿
野田市立あさひ育成園	児童発達支援	胃ろう、酸素吸入、人工呼吸器

【事業、施策などの課題】

- ・障害福祉サービス事業、特に短期入所において医療的ケアが実施できる専門職員の 確保が必要です。
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、医療的ケアの人に対する支援の 充実が図られたことの周知が必要です。

区分	サービス	内容
加配	看護職員加配加算	一定の基準を満たす医療的ケア児に対する看護職員
創設	の創設	の加配を評価
加算	医療連携体制加算	医療的ケア児に対する支援を、外部の看護職員が訪
拡充	の拡充	問して支援した場合を評価
足之計明刊日	尼夕計明刑旧会改	医療的ケアなどの重度の障がいのある児で、障害児
創設	達支援の創設	通所支援事業所の外出が著しく困難な場合、居宅を
		訪問しての支援
加算	ンギンIn to At to	送迎において、喀痰吸引などの医療的ケアが必要な
拡充	送迎加算の拡充	場合、手厚い人員体制で送迎を行うことを評価
創設	福祉型強化短期入	短期入所において、医療的ケアの人に対応する看護
	職員を常勤で1人以上配置していることを評価	

区分	サービス	内容
加算	常勤看護職員等配	生活介護において、医療的ケアの人に対応する看護
拡充	置加算の拡充	職員を2人以上配置している場合を評価
台口令几	要医療児者支援体	相談支援において、医療的ケアの人に対する支援体
創設	性加算の創設	制を有している場合の評価
創設	医療・保育・教育機	相談支援において、医療機関、保育機関などと必要
剧政	関等連携加算	な協議をした上でのサービス等利用計画を評価

【事業、施策などの方針】

・市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がいの支援及び、さらなる医療的ケアの必要な人が利用しやすい環境を図ります。(矢野委員)(渡辺委員)【障がい】

事業番号•事業名	6保健・医療の推進		
	(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保		
担当課	障がい者支援課、保健センター		

- ・地域生活支援拠点において、障害福祉サービスあるいは様々な制度に熟知した相談 コーディネーターの配置を検討しています。
- ・市内医療機関の看護師などの充足に資するため、看護師又は准看護師を養成する学校等に在学する人で、将来、市内医療機関において、看護師等の業務に従事しようとするものに対して、就学貸付金を実施しています。

(修学資金貸付金額:月額5,000円)

- ・保健センターにさまざまな不安や相談に対応するため理学療法士、作業療法士、心 理士などの専門職を配置しています。
- ・保健師、栄養士などの専門職が研修会に参加し、専門知識の向上に努めています。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、周囲からの支援が必要となります。
- ・理学療法士、作業療法士の専門性を活かし関係機関と連携を図る必要があります。

- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、それを支える専門的人材の確保・養成を 地域生活支援拠点の機能のひとつとして実施します。
- ・理学療法士、作業療法士などの有資格者の適切な配置を推進します。
- ・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病 などの予防から福祉サービスが適切に提供できるよう関係者会議や研修会などに参 加し、意見交換や情報収集などから専門職の資質向上に努め、関係機関との連携強 化を図ります。

事業番号•事業名	6保健・医療の推進	
	(4)障がいの原因となる疾病などの予防・治療	
担当課	保健センター、児童家庭課	

- ・乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無などの医学的診査及 び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見 し、不安の軽減・早期支援に努めました。
- ・低出生体重児健診(すくすく健診)を実施し発育・発達の確認と疾病の早期発見に努め、育児支援を通して安心して育児ができるようサポートしました。また、医療機関で行う妊婦健康診査(14回分)、乳児健康診査(2回分)の助成をしました。
- ・生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、特定健康診査、後期高齢者健康診 査を実施し、健診の結果により特定保健指導をしました。
- ・骨粗しょう症予防のための「骨太教室」を開催し、2 会場 4 回で 80 人の参加者がありました。

〈平成29年度乳幼児健康診査の実績〉

健康診査	対象者数	受診者数	受診率
3 か月児健康診査	885 人	859 人	97. 1%
1歳6か月児健康診査	951 人	932 人	98.0%
3 歳児健康診査	1,049 人	970 人	92.5%
5 歳児健康診査	32 人	32 人	100.0%
低出生体重児健診	165 人	150 人	90.9%

〈平成29年度妊婦・乳児健康診査助成実績〉

区分	件数
妊婦健康診査助成件数	10,071 件
乳児健康診査助成件数	1,287件

〈平成29年度健康診査等実績〉

特定健康診査等受診率

区分	対象者	受診者	受診率
特定健康診査	32,999 人	11,019人	33.4%
後期高齢者健康診査	19,009 人	5,659 人	29.8%

特定保健指導利用率

区分	対象者	利用者	利用率
特定保健指導	1,315 人	206 人	15. 7%

【事業、施策などの課題】

- ・妊婦・乳幼児健康診査においては、受診勧奨、保健指導の必要なケースがあり関係機関と連携し、妊娠中から出産、育児へと継続した支援に努めています。今後も受診状況を把握し早期から支援していく必要があります。
- ・生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、特定健康診査を実施しているが、 受診率が横ばいの状態にあることから、受診率の向上を図る必要があります。
- ・ 骨太教室を開催していますが、参加者数が横ばいのため、参加者の増加を図る必要が あります。

- ・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるために、新生児から高齢期に至る健康保持・増進のため、乳幼児健診や特定健康診査、健康相談などの充実を図り、施策を推進します。
- ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助成、受診の勧奨を行い、妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。
- ・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。

7 行政などにおける配慮の充実

事業番号•事業名	7行政などにおける配慮の充実
	(1)選挙などにおける配慮
担当課	選挙管理委員会事務局

【事業、施策などの現状】

- ・投票所出入口へのスロープの設置による段差解消、土足、点字投票の対応など、必要に応じ障がいのある人が投票しやすい環境整備を実施しています。
- ・選挙啓発ポスターにおいて、音声コード Uni-Voice の導入を図りました。
- ・県選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホームなどに入院、入所中の人はその 施設内で不在者投票を行うことができます。
- ・身体に重度の障がいがあり、下表のいずれかの要件に該当する人で、自署できる人は、自宅での郵便による不在者投票が利用できます。また、自署できない人でも、下表のいずれかの要件に該当して、さらに上肢か視覚の障がいの程度(等級)が1級の場合には、代理記載制度があります。

〈自宅での郵便による不在者投票の該当要件〉

区分	障がい等の程度 (等級)		
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、	1級か3級	
分	小腸機能の障がい		
	免疫、肝臓機能の障がい	1級から3級	
	両下肢・体幹機能の障がい	特別項症から	
戦傷病者手帳		第2項症	
戦場州名	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・	特別項症から	
	小腸・肝臓機能の障がい	第3項症	
介護保険被保険者証	要介護 5		

【事業、施策などの課題】

- ・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人などの利用に配慮した投票設備の設置に努める必要があります。
- ・身体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、不在者投票制度、代理記載制度を利用できることの周知に努める必要があります。

- ・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化など、 引き続き、投票環境の向上を目指します。
- ・障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実 施の取組を促進します。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会 を確保します。

事業番号•事業名	7行政等における配慮の充実	
	(2)行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の	
	促進など	
担当課	人事課、障がい者支援課	

- ・平成28年4月に施行した障害者差別解消法に基づき「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領(以下「野田市職員対応要領」という。)」を策定しました。
- ・野田市職員対応要領において、「職員による障がいを理由とする差別」は相談窓口を人事課と定め、障がい者支援課と連携し、担当課から状況を確認したうえで、人事課及び障がい者支援課が、代替案などの検討や、相談者と担当課の調整を行うなど、組織で対応することとしています。

また、相談内容を次のとおり区分し記録します。

〈区分〉

① 不当な差別 ②合理的配慮の要求 ③環境整備 ④その他

- ・平成29年度に職員による障がいを理由とする差別に関する相談実績はありませんでした。
- ・職員が障害者差別解消法の趣旨や「心のバリアフリー」を理解し、各所属の事務事業において、障がいのある人に対する差別解消を推進できるよう研修を行います。 平成30年度においては、新規採用職員研修、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修(補佐級と合せて実施)で実施します。

〈平成 29 年度の全体研修〉

平成30年3月23日参加者市職員157人午前・午後開催講師野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」

・障がいの疑似体験や家族の体験談を聴講し、障がいの特性を理解することに努めま した。

【事業、施策などの課題】

- ・合理的配慮の理解、障がいのある人の特性の理解が必要です。
- ・相談内容について、環境の整備を求められることもあります。
- ・職員は、障がいのある人に対して、野田市職員対応要領により障がいを理由とする 差別の解消と障がいのある人への配慮を念頭に対応していきますが、様々な事案が 想定されることから、具体的な相談及び対応などを蓄積していく必要があります。

【事業、施策などの方針】

・合理的配慮の提供を実施します。

- ・可能な限り、環境の整備に努めます。
- ・具体的な相談及び対応などを蓄積し、必要に応じて、野田市職員対応要領の見直しを図ります。
- ・新規採用職員研修において、障がい者施設などの見学、障がい者支援課職員において、障がい者施設などで実習研修の実施を検討します。(鈴木美委員)【障がい・人事】

8 雇用・就業、経済的自立の支援

事業番号•事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援	
	(1)総合的な就労支援	
担当課	障がい者支援課、商工観光課	

【事業、施策などの現状】

- ・障がいのある人の就労を支援するため、雇用促進奨励金、若年者等トライアル雇用 奨励金、障がい者職場実習奨励金の3種類の奨励金を交付しました。
- ・若年者等トライアル雇用奨励金は、ここ数年交付実績がなかったことから、平成30 年度から制度を廃止しました。

〈平成29年度〉

奨励金名	件数
野田市雇用促進奨励金	56 件
野田市若年者等トライアル雇用奨励金	0 件
野田市障がい者職場実習奨励金	11 件

- ・障がいのある人の法定雇用率達成指導や市内の障がいのある人の雇用状況及び各種 支援制度を紹介した冊子「障がい者・高年齢者の雇用安定のための各種支援等措置 のご案内」を改訂し、雇用促進奨励金制度及び障がい者職場実習奨励金制度の周知 を図りました。
- ・野田市工業団地連絡会、関宿工業団地連絡協議会などを対象に「障がい者雇用促進 説明会」を開催し、障がいのある人の雇用の安定・促進を図りました。

実施日	参加企業	参加者
平成 30 年 3 月 2 日	8 社	8 人

- ・千葉県が障害保健福祉圏域ごとに配置する障がいのある人の就労を支援する「障害者就業・生活支援センター」の事務室が、本庁舎にあります。
- ・平成30年4月1日から障がいのある人の法定雇用率が0.2%引き上げられました。 さらに3年後の4月までに、0.1%引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
尹未土凸刀	平成30年4月1日以降	3年後の4月まで
民間企業	2. 2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

なお、対象となる民間事業所の範囲は、平成30年4月1日以降、従業員50人以上から45.5人以上に拡大しました。

- ・平成30年4月1日から障がいのある人の雇用義務対象者に、精神障がいのある人が加わりました。
- ・従業員のうち、身体障がいのある人が、身体障害者補助犬を同伴する基準が引き上 げられました。

事業主区分	従業員数	
	平成30年4月1日以降	備考
民間企業	45.5 人以上	当分の間(43.5人以上)

・精神・発達障害者しごとサポート養成講座が始まります。

【事業、施策などの課題】

- ・障がい者職場実習奨励金の交付実績が減少傾向にあるため、さらなる制度の周知に 努めるとともに、奨励金交付後に常用雇用に結びついているかの検証を行う必要が あります。
- ・民間企業の障害者雇用率が、平成30年4月より2.2%、3年を経過する前までに2.3% に引き上げられます。障がいの種別を問わない雇用支援に努める必要があります。
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「身体障害者補助犬法」の周知に努める必要があります。
- ・精神・発達障害者しごとサポート養成講座の周知に努める必要があります。
- ・学校を卒業見込みの学生が、学校の就職支援担当者のアドバイスを受けて、障害者 手帳や、障害福祉サービス(訓練等給付)の利用に関する相談があります。

- ・障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。
- ・引き続き、関係機関と連携して、周知強化による雇用促進奨励金、障がい者職場実 習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結びつくように努めます。(加藤委員)【商工】

事業番号•事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援	
	(2) 障がい者雇用の促進	
担当課	生活支援課(社会福祉協議会)、障がい者支援課	

- ・松戸公共職業安定所が主催する「松戸公共職業安定所管内障害者雇用連絡会議」に 出席し意見交換をしています。
- ・障害者就業・生活支援センターは一とふるが主催する意見交換会に出席し、意見交 換をしています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会のひとつとして、就 労に関することを議題とする就労支援部会を設置しています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会(就労支援部会、権利擁護部会)に、公共職業安定所の職員が委員として参加しています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会(相談支援部会、就労支援部会)に、障害者就業・生活支援センターの職員が委員として参加しています。
 - ・ 斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度を自己評価する「やすらぎチャレン ジシート」を継続実施し、社会参加の促進を図ります。
- 野田市障がい者団体連絡会に障がい者施設通所者支援事業を委託しており、ゆめあぐり野田において、精神障がいのある人が就労に向けた実習をしています。(加藤委員)【障がい】

【事業、施策などの課題】

・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の 雇用について要請していく必要があります。

- ・平成28年4月に施行した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法)により、雇用の場における障がいのある人への差別を禁止し、募集や採用では障がいのある人とない人の均等な機会を確保し、採用後においては、障がいのある人とない人の均等な待遇や、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となる事業を改善する措置への取組、支援を行います。
- ・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の 雇用について配慮していただくよう要請し、雇用の促進を図ります。
- ・千葉県が、株式会社パソナに委託しております「障害者雇用サポート事業」を活用 し、障がいのある人の就労と企業の障がい者雇用を支援します。
- ・野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がい のある人の社会参加の促進を実施します。(野田市斎場売店事業運営委員会)
- 障がいのある人が、自立した生活が送れるよう障がい者施設通所者支援事業を継続 していきます。(加藤委員)【障がい】

事業番号•事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援	
	(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の	
	確保	
担当課	障がい者支援課	

・障害福祉サービスにおいて、訓練等給付を実施しています。

市内の訓練等給付の実施事業所

○自立訓練(生活訓練)

指定多機能型事業所つばさ

○就労移行支援

就労サポート・のだっ

○就労継続支援A型

ウィズパートナー

株式会社ホップ

フィールドスター

○就労継続支援B型

野田市立あすなろ職業指導所		
野田市心身障がい者福祉作業所		
野田市関宿心身障がい者福祉作業所8		
つばさ		
羽の郷野田		
訓練サポートセンターライフ野田		

(指定管理)

(指定管理)

(指定管理)

○障害者就業・生活支援センター(都道府県事業)

障害者就業・生活支援センターは一とふる

【事業、施策などの課題】

- ・障害保健福祉圏域において、様々な障がいに応じた就労支援が行う体制を整える必要があります。
- ・障害者就業・生活支援センターは一とふるなどの就労支援機関と連携する必要があ

⁷就労サポート・のだは、就労訓練の場所のひとつとしてふれあい喫茶つくしんぼ市役所店、けやき店において、店員業務を実施しています。

この他に、コープネットエコセンターでリサイクル業務(ペットボトルの仕分け)なども実施 しています。

⁸野田市関宿心身障がい者福祉作業所は、福祉的就労としてふれあい喫茶つくしんぼいちい店において、店員業務に従事し、就労を体験しています。

ります。

・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、サービスの創設、報酬見直がされたため制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容	
報酬	就労継続支援A型	定員規模別及び、1日平均労働時間に応じた報酬設定	
見直	基本報酬の見直し	(1日の平均労働時間により基本報酬が違う)	
報酬	就労継続支援B型	定員規模別及び、1日平均工賃月額に応じた報酬設定	
見直	基本報酬の見直し	(1日の平均工賃月額により基本報酬が違う)	
		就労移行支援などを利用し、一般就労に移行した障	
創設	就労定着支援	がいのある人について、生活リズムや給料の浪費な	
		どの就労に伴う生活面の課題を支援	

- ・障害者就業・生活支援センターは一とふるの意見交換会に参加し、障がいのある人 の就労支援について意見交換を行います。
- ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会のひとつである就労支援部 会において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、 意見交換を行います。
- ・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援します。

事業番号•事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援	
	(4)福祉的就労 ⁹ の底上げ	
担当課	障がい者支援課	

・市内の就労継続支援事業所10は次のとおりです。

区分	箇所数	定員合計数
就労継続支援A型	3 箇所	定員合計 54人
就労継続支援B型	6 箇所	定員合計 99人

- ・工賃向上に当たり、地方公共団体が発注する官公需の活用が効果的であることから、 障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方 針」を毎年度策定しています。
- ・千葉県においては、平成30年度から3年間の「工賃向上計画」を策定し、その計画に基づいた支援を行っています。

〈平成29年度 発注実績〉

区分	調達内容	発注した課	
小数の担 册	清掃工場清掃業務	清掃第1課	
役務の提供	リサイクルセンター清掃業務	併佈免1铢	
粉口珠木	コーヒー、昼食	広報広聴課	
物品購入	みかん石鹸	国保年金課	

・平成29年度は、障害者週間にあわせて、市役所1階ふれあいギャラリーにおいて、 千葉県障害者就労事業振興センターよりパネルを借りて、障害福祉サービス事業所 で働く障がいのある人についてを周知、啓発しました。

【事業、施策などの課題】

・地方公共団体及び、民間事業所による発注により、工賃を向上させる必要があります。

- ・今後も、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等 の調達方針」策定し、目標設定額の増加を図ります。
- ・庁内各課に対して、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供を行うように依頼します。

⁹就労の意欲があっても、民間企業などでは就労が難しい障がいのある人は、就労継続支援事業所などの福祉施設において生産活動に従事すること。

¹⁰障がいのある人が事業所と雇用契約を締結することを原則とする就労継続支援A型事業所と、 雇用契約に基づかない生産活動の場である就労継続支援B型事業所があり、雇用計画に基づかな い生産活動により、障がいのある人に支払われる賃金を工賃といいます。

9 教育の振興

事業番号•事業名	9 教育の振興
	(1) インクルーシブ教育システムの推進
担当課	指導課

【事業、施策などの現状】

- ・「野田市特別支援教育基本方針」や「野田市学校教育指導の指針」などに方針を掲 げ、市内公立幼稚園・小学校・中学校を中心に、研修会や校長会・教頭会等で周知 を図っています。
- ・各学校に周知を図っている視点として、すべての児童生徒において、
 - ① 授業内容がわかる。
 - ② 学習活動に参加している実感・達成感を持つ。
 - ③ 充実した時間を過ごす。
 - ④ 生きる力を身につける。

ということをもとに、学校現場で日々の授業改善や環境整備などに努めています (誰にとってもわかりやすく意欲が持てる授業展開の充実を図る。)

- ・研修については、校内授業研究会に各教科担当指導主事が参加し、特別支援教育の 視点から助言を行っています。各校において、特別支援教育に関する校内研修も進 めています。
- ・市主催の研修会として、①特別支援学級等新任担当者研修会、②教育課程説明会(通級指導教室・特別支援学級担当)、③教育相談研修会、④新規採用教職員研修会、⑤サポートティーチャー、土曜アシスト、特別支援学級支援員等研修会などを催しています。④に関しては、キャラバン隊「まめっ娘」の皆様にも協力をいただいています。
- ・特別支援教育連携協議会では、学識経験者・保護者(PTA代表、親の会等代表)・ 医療関係者・福祉関係者・労働関係者・学校関係者(幼・保・小・中・高・特別支援学校)・教育委員会が連携し、障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、年間3回、情報交換・意見交換を行っています。
- ・園内・校内での支援体制として、①特別支援教育専門家チームの派遣、②公立幼稚園における「専門家チーム巡回指導」があります。
- 各学校において、交流活動も進められています。
 - 例)・特別支援学級と通常の学級との交流
 - ・県立野田特別支援学校の居住校交流
 - ・なかよし運動会、たんぽぽ作品展、おひさまといっしょに、サンスマイルなどの行事への参加

・「早期からの教育相談と支援体制の構築」のために、教育支援委員会を中心に、丁 寧な就学相談と就学先の決定を進めています。

【事業、施策などの課題】

- ・小・中学校において、若手教職員が増えていることもあり、今後、さらに特別支援 教育に関する教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ・就学相談の件数が年々増えています。丁寧な相談を実施するためにも、就学相談員 の増員や、幼児期からの支援体制の組織作りが求められます。
- ・学校現場での環境を整えることが緊急の課題です。(支援員の増員や設備面の充実など)

- ・平成30年度「野田市学校教育指導の指針」の重点項目の2番目に「特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についてのさらなる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童生徒にとってよりよい支援、幼稚園・学校生活につながるように努めていきます。
- ・専門的な知識や他機関との連携が重要であることから、連絡を密にし、円滑な支援ができるように進めていきます。

事業番号•事業名	9 教育の振興
	(2)教育環境の整備.
担当課	指導課、教育総務課
連携機関	県立野田特別支援学校

- ① 指導に関すること
- ・切れ目のない支援体制づくりや多様な学びの場の提供ができるように、公立幼稚園・小・中学校の様子を把握しながら、特別な教育的ニーズに応じた就学相談や教育相談を進めています。
- ・各学校において、交流及び共同学習の推進を図っています。
 - ○特別支援学級と通常の学級との交流
 - ○県立野田特別支援学校の居住校交流
 - ○幼・保・こ・小・中の連携活動
 - ○なかよし運動会、たんぽぽ作品展、おひさまといっしょに、サンスマイルなどの 行事を通じて交流
- ・スクールカウンセラーやひばり教育相談、ひまわり相談、子ども支援室、福祉・医療機関等と連携・協力し、望ましい教育的支援ができるように取り組んでいます。
- ・教育相談による支援体制として、ひばり教育相談・適応指導教室・巡回教育相談・ 学校支援の相談員配置・ひまわり相談等による相談を実施しています。
 - ・特別な配慮を要する幼児児童生徒には、保護者との協力のうえ作成した個別の教育支援計画を日常の支援に活用しています。
 - ・県立野田特別支援学校には、校内支援や研修会の指導など、専門的な立場から助 言をいただいています。
 - ・県立野田特別支援学校における「通級による指導」を野田市教育委員会と連携し 実施しています。【県立特別支援学校】

〈平成30年9月1日現在〉

利用児童 4人

- ・「通級による指導」により、多様な学びの場として訪問又は巡回による指導を行っています。【県立特別支援学校】
- ② 施設に関すること
- ・平成29年度は次のとおり改修を実施しました。

<平成29年度 学校別改修状況>

学校名	改修箇所	
中央小学校	校舎から体育館への渡り廊下段差解消	
福田中学校	生徒トイレ17台、教職員トイレ3台を洋式化	
川間中学校	生徒トイレ18台、教職員トイレ3台を洋式化	

学校名	改修箇所
岩名中学校	生徒トイレ5台、教職員トイレ2台を洋式化

【事業、施策などの課題】

- ① 指導に関すること
- 就学相談の体制整備が必要です。

(相談員や相談場所の不足・幼児期からの相談体制の連携・相談業務の増加により事務処理がより煩雑になっているなど)

- ・特別支援学級や通級指導教室の環境整備を図ることが必要です。 (希望する児童生徒の増による通級指導教室の増設や中学校への通級指導教室設置の検討、指導者の養成、学習支援としてICT機器などの活用)
- ・配慮を要する幼児児童生徒を支援する支援員の増員が必要です。
- ② 施設に関すること
- ・障がいのある子ども一人一人に応じたきめ細かい支援ができる学校施設にするため、 トイレ改修、手すりの取付けやスロープなどの整備が必要とされます。

【事業、施策などの方針】

- ① 指導に関すること
- ・幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聞き、子どもにとってより良い 支援につながる具体的な取り組みを進めていきます。
 - 例)・就学相談や教育相談の機会の設定
 - ・合理的配慮に応じた環境整備
 - ・特別支援教育に係る情報提供
- 特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。
- ・次年度を見据えた環境の整備を行います。(教室環境・人材の養成など)
- ・県立野田特別支援学校は、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画、第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、次々年度を目途に、特別支援教育の推進に向けた準備をしています。【県立特別支援学校】

【総合的な機能を有する特別支援学校】 知的障がいのある子ども、肢体不自由児に対 応します。

【通級による指導の拡大】

通級指導において、視覚障がい、聴覚障がい のある子どもへの指導を実施します。

・県立野田特別支援学校は、野田市教育委員会をはじめ、関係各所と連携し、地域に おけるセンターとしての役割を果たし、特別支援教育の推進充実に努めます。【県 立特別支援学校】

② 施設に関すること

・学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。

事業番号•事業名	9 教育の振興		
	(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実		
担当課	社会教育課(公民館)、興風図書館		

- ・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行っています。
- ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。
- ・来館が困難の方に対し、宅送貸出しサービスを実施しています。
- ・視覚障がいの人(身体障害者手帳の障がい等級が1級、2級が対象)に郵送貸出しサービスを実施しています。
- ・視覚障がいにより表現の認識が困難な人に対し、デイジー図書(デジタル録音図書)、点字図書の貸出しやボランティアによる対面朗読を実施しています。
- ・通常の活字の認識が困難の人に対し、大活字本の貸出しを実施しています。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある青年のリーダーによる行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。
- ・PRしたサービスについて、対象者(当事者)の情報収集が難しいことがあります。

【施策の方針】

- ・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と 連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい 者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図り ます。
- ・サービスの対象者(当事者)に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容 についてPRに努めます。
- ・LLブック¹¹やマルチメディア・デイジーなど身体以外の障がいに対応した資料の収集・貸出しに努めます。

¹¹ L L ブックとは、日本語が得意でない方や、知的障がいのある方をはじめとした一般的な情報 提供では理解が難しいさまざまな方にとって読みやすいようにむずかしい漢字や長文はなく、ふ りがなや絵文字がついていて誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本です。

10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

事業番号•事業名	10文化芸術活動・スポーツなどの振興		
	(1)文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の		
	充実に向けた社会環境の整備		
担当課	生活支援課、障がい者支援課、社会教育課(公民館)		

【事業、施策などの現状】

・障がいのある人もない人も地域の中で、普通の生活を送ることができ、可能な限り自立して社会参加ができるよう、心のバリアフリーの実現を目指しています。 〈平成29年度文化芸術活動 実施状況〉

名称	実施日	会場
サンスマイル	7月25日	文化会館

〈平成29年度イベント実施状況〉

名称	実施日	会場
市民ふれあいハートまつり	11月18日	中央公民館 総合福祉会館 中央公民館前の時 計の広場
福祉のまちづくりフェスティバル		文化会館

〈平成29年度レクリエーション 実施状況〉

名称	実施日	会場
障がい者釣大会	6月3日	旧関宿クリーンセ
(子ども釣大会と同時開催)		ンター調整池

- ・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年 の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。
- ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人のさらなる参加を目指すことに努める必要があります。
- ・障がいのある青年のリーダーによる行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。

【施策の方針】

- ・今後も、事故なく各種行事が開催できるように必要な支援を実施します。
- ・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動を行えるようリーダーの育成を図ります。

事業番号•事業名	10 文化芸術活動・スポーツなどの振興
	(2)スポーツを楽しめる環境の整備
担当課	障がい者支援課、生活支援課(社会福祉協議会)、社会体育課

・ 障がいのある人が、様々なスポーツに参加できるよう支援しています。

〈平成29年度 スポーツ大会等への参加状況〉

名称	実施日	会場
千葉県障害者スポーツ大会	5月28日から 12月10日	千葉県総合スポ ーツセンター 陸上競技場他

- ・千葉県及び千葉県障害者スポーツ協会主催の千葉県障害者スポーツ大会などへの参加を支援しています。
- ・千葉県障害者スポーツ大会を始めとする行事について、市報掲載など、広報・啓発 に努め、スポーツの関心を深めました。

〈平成29年度 おひさまといっしょにの参加状況〉

内容	実施日	会場
おひさまといっしょに	6月17日	関宿総合公園 体育館

・おひさまといっしょにを野田市、野田市社会福祉協議会が後援しています。

【事業、施策などの課題】

- ・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があ ります。
- ・市民を対象に千葉県が実施する障害者スポーツ指導員養成講座への積極的な参加促進を図り、指導員を確保する必要があります。
- ・障がいのある人のスポーツに対する関心を深め、障がいのある人の健康増進や生活 の質の向上を図る必要があります。
- ・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント(施設長寿命化計画)の 基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化を図 る必要があります。

【事業、施策などの方針】

・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。

- ・千葉県の障害者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業実施要領を活用し、障害 者スポーツの推進を図ります。
- ・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント(施設長寿命化計画)の 基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化しま す。

議題 1 資料①

第3次野田市障がい者基本計画(案) への委員から意見などについて

意見などを提出した委員の一覧

.0 **	エロカ	立口人以為加亚	事業
ページ	委員名	意見などの概要	
1	鈴木美由紀委員	グループホーム	4-1-1
1	五十嵐孝子委員	同上	同上
2	鈴木美由紀委員	まめバス	4-1-2
3	五十嵐孝子委員	高齢の親と障がいのある人で構成される家族の	⊟ L
3	五十風子丁安貝	福祉タクシー	同上
4	熊沢英也委員	設置手話通訳者	4-2-3
5	熊沢英也委員	手話通訳者の養成講座	同上
6-8	上木昭委員	災害時の障がいのある人への対応	4-3-1
9	鈴木美由紀委員	福祉避難所	同上
9	五十嵐孝子委員	同上	同上
10	野口美智子委員	相談支援専門員	4-5-1
11	加藤満子委員	相談支援事業所への支援	4-5-2
12	加藤満子委員	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	同上
13	五十嵐孝子委員	障がいのある人が家族と同居している居宅介護	4-5-3
14	鈴木美由紀委員	共生型サービス	4-5-4
14	即小天田礼女貝	六王至り	4-5-3
15-16	鈴木美由紀委員	職員研修	4-5-6
15-16	五十嵐孝子委員	同上	同上
17	矢野祐子委員	医療的ケア児の特別支援学校卒業後の進路	4-6-2
18	渡辺梨絵委員	医療的ケアの支援(短期入所施設)	同上
19	鈴木美由紀委員	障がい者施設の見学、実習体験	4-7-2
20	加藤満子委員	障がいのある人を支援するための、就労に関する	4-8-1
20	加燃侧〕安良	奨励金	4 0 1
21	加藤満子委員	障がい者施設通所者支援事業	4-8-2
22	廣瀬哲也委員	特別支援学校における通級による指導の実施	4-9-2
23	上木昭委員	障がいのある人への支援	
24	鈴木美由紀委員	介護保険の介護認定	
24	五十嵐孝子委員	同上	

鈴木美由紀委員(野田芽吹学園) 五十嵐孝子委員(中核地域生活支援センターのだネット)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施第	その基本的な方向性	
P 23	1 安全・安心な生活環境の整備		
~ P 24	(1)安全・安心な生活環境	きの整備	
(P23			
~P24)	 入所施設でも高齢化の問	 意見の主旨は、障害者支援施設は、介	修正なし
	題は深刻なものになってい	護保険法により「介護保険適用除外施設」	12 0. 0
	ます。入所施設から地域移	(介護保険の被保険者としない)とされ	
	行のためにも、入所施設や	ており、数年先には65歳に達する、ある	
	GHからも柔軟に重度・高	いはすでに 65 歳に達している障がいの	
	齢化のグループホームに入	ある人が多くいる状況のなかでの、特別	
	所できるようにしてほし	養護老人ホームへの中間施設としてのグ	
	V √°	ループホームを活用し、介護保険制度へ	
		の移行についてのご意見と考えます。	
	入所施設、グループホー		
	ムでも高齢化、重度化が深	このグループホームは、「障がい者にも	
	刻な問題となっておりま	対応した特別養護老人ホーム整備のあり	
	す。地域生活支援拠点事業	方検討会」や「地域生活支援拠点整備準	
	で整備するグループホーム	備会」で検討を重ね、在宅生活の障がい	
	への入居対象を在宅の方だ	のある人を中心に利用を決定しておりま	
	けでなく、入所施設、グル	す。	
	ープホームで生活されてい	委員のご意見につきましては、現行法	
	る方も対象として頂きた	律の中で、今後の地域移行(介護保険サ	
	く、その後「船形サルビア	ービスへの移行)への貴重なご意見とし	
	荘」への入居の流れを柔軟	て受けたまわります。	
	的に対応して頂きたい。		

○記載内容の比較など

なし

鈴木美由紀委員 (野田芽吹学園)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策の)基本的な方向性	
P 25	1 安全・安心な生活環境の整	修備	
~ P 26	(2) 移動しやすい環境の整備	まなど	
(P25			
~P26)	移動支援事業所が少なく、	現行の運行ルート及び平成31	修正なし
	また予約等で使いたいときに	年4月からの新たな運行ルートに	
	すぐ利用できない状況です。	おいても運行計画上、個々の施設	
	ちょっとした見守りがあれば	などの要望に沿った運行はできな	
	外出できるグループホーム等	いため、グループホームを経由す	
	を利用している利用者さん	ることはできません。	
	は、まめバスは手軽に利用で	しかし、【事業、施策などの方針】の	
	きる交通手段になっていま	とおり、バスが運行できない地域、いわ	
	す。グループホーム等を経由	ゆる交通不便地域の対応の中でさらな	
	するルートを考えてほしい。	る移動支援について検討していきます。	

○記載内容の比較など

【事業、施策などの方針】

・コニュニティバス検討専門委員会議におけるまめバスの運行と併せて検討しているまめバスが運行できない地域、いわゆる交通不便地域の対応の中でさらなる移動支援について検討していきます。(P26)

五十嵐孝子委員(中核地域生活支援センターのだネット)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策の基本的な方向性		
P 25	1 安全・安心な生活環境の	整備	
~ P 26	(2)移動しやすい環境の整備	帯など	
(P25 ∼P26)			
7720)	高齢の方が障がいのある	在宅生活の障がいのある人の家族構成	修正なし
	子と暮らしている場合、タク	が、両親との3人家族、あるいは片親と	
	シー券を申請したくても単	の2人家族という状況での、ご意見と考	
	身でないという理由で発行	えます。	
	されなかったり、障がい者が	核家族化、少子化、高齢化により、様々	
	居宅介護を受けようとして	な家族構成における福祉タクシーの対象	
	も親と同居しているので受	者、あるいは、助成内容については、高	
	けられないといったことが	齢者福祉や交通弱者対策など、時代の変	
	ありますが、これから80代		
	の親と 50 代の障がい者が増	ています。	
	えていく上で、世帯の状況を	このことは、第3次野田市障がい	
	みてサービスを提供する柔	者基本計画(案) P 26 の【事業、	
	軟さが必要だと思います。	施策などの方針】にある『様々な障	
	(見序入業)との(大学)は 10 - 0	がいの種別、障がいの等級、障がい	
	(居宅介護については 13 ペ		
	ージにあります。)	手段を把握し、支援に努めます。』	
		で、福祉タクシー以外の移動手段を	
		含め検討していきます。 	

○記載内容の比較など

【事業、施策などの方針】

様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。(P26)

熊沢英也委員(聴覚障がい者協会)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
P 35 ~ P 36 (P34~	第4章 各分野における施第2 情報アクセシビリティの(3) 意思疎通支援の充実	度の基本的な方向性 の向上及び意思疎通支援の充実	
(P34~ P35)	野田市役所(障がい者支援課)の設置手話通訳者について水曜日8時間勤務を要望します。	設置手話通訳者について、第3次野田 市障がお基本計画書案に掲載をしてい ないため、事業、施策などの現状、課題、 方針について、記載しています。 計画(案) P35【事業、施策などの課題】において、「窓口において人の を図る必要がある人のと思題しての向上を図る必要があります。」と課題として考えて、「でするの設置時間も課題として考えて、限られた手話通訳者の中であると増かます。 しかし、関いて、「事業、施策ときっ」とといる。 また、方針】がないため、「事業にのみます。 また、方針】がないため、「事業にのみます。 また、方針】がより、 また、方針】がより、 まず、設置はいたの意思疎通を まず、設置があると考えます。	修正あり

○記載内容の比較など

〔新たに記載〕

【事業、施策などの方針】

設置通訳者以外の意思疎通支援方法も検討していきます。(P36)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策の)基本的な方向性	
P 35	2 情報アクセシビリティの向	可上及び意思疎通支援の充実	
~ P 36 (P34~	(3) 意思疎通支援の充実		
P35)	手話養成講座(前期・後期)受講人数について、年々受講生の減少を痛切に感じています。 PRをもっと広くしてほしい。市民への理解を呼びかけてほしい。	ご指摘のとおり、PRや市民への呼びかけは重要でありますので、計画(案)P35の【事業、施策などの方針】について、修正します。	修正あり

○記載内容の比較など

〔修正前〕

【事業、施策などの方針】

・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員などの養成研修を推進し、支援体制の充実を図ります。(P36)

〔修正後〕

【事業、施策などの方針】

- 意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、 同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、 点訳奉仕員などの養成研修を推進し、支援体制の充実を図りながら、PRに努め、市民 への理解を呼び掛けていきます。(P36)

上木昭委員(野田市視覚障がい者協会)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策	の基本的な方向性	
P 39	3 防災、防犯などの推進		
(P38)	(1) 防災対策の推進		
	「明日にも、来るかも知れない、水害や大地震などの災害に、災害弱者・情報弱者の障がい者は、助けられないのではないか、と不安を感じています。障がい者のためのではないか、と不安を感じています。障がい者のための計画の中に、市としてでき、災害が起きたい。というしただき、いっか、確認しておきたい。」 避難所に来た人は、必要な	計画(案)P35 の【事業、施策などの方針】に「総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに、障がいのある人に対応した防災訓施策を推進します。」と記載しており、個別の政策については総合防災訓練の場において検討していくため、計画(案)に記載は行いません。	修正なし
	避れたいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいではいいででは、 ではいいでではいるができるができるができるができるができるができるができるができるができまれているがでは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいででは、 ではいいででは、 ではいいででは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 ではいいができまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平成30年度に実施した総合防災訓練「防災フェア」では、障がいのある人に関する講演や啓発に関するブースを設置し、来場した市民に、災害時をおける、障がいのある人への理解をあていただけたと考えております。 平成31年度以降につきましては、障がいのある人も参加する参加型の避難がいる。 大きないと考えております。 検討していきたいと考えております。	

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	障がい者等が、置き去りに されないための市民への日 頃の広報をお願します。		
	2災害弱者・情報弱者である 障がい者は、自宅の近くの避 難所を知っておくことと、ど うやって避難所まで移動で きるのか、個々確認しておき たい。	2 野田市では、災害が起きたと自者をといると言語をといるをといると言語をといると言語を要するといる。 選集しては、大学をできなが、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは	
	3 障がい者等のためのにかりのにかりのにかりのにかりのにかりですがいるのではいいのにかられているですがいますがいますがないが、しいのではないのではない。できないのではないのではないのではない。できないのではない。できない。できない。できなができる。できない。できなができる。できながる。できない。とにない。	3 障がい者手帳の交付を初めて受けた際に、「障がい福祉ガイドブック」と一緒に「障がい者のための防災ハンドブック」を配布しております。 委員の意見を受けて「障がい者のための防災ハンドブック」の記載内容の修正も含めて、チラシ、印刷物あるいは、CD録音、点字版を検討していきたいと考えております。	
	4 「おひさまといっしょに」 等の障がい者の参加するイ ベントで、何度でも、障がい	4 「おひさまといっしょに」などの イベントは、それぞれ主催する実行委 員会や事務局がありますので、ご意見	

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	者に避難・防災について時間を取って説明したり、防災コーナーを設けて、直接に障がい者へ情報提供して欲しい。 (送迎については23ページです。)	がありましたことを、伝えさせていただき、災害時の避難に関することなどを周知ができないか協議していきます。 あわせて、ヘルプマークの周知についても努めていきたいと考えております。	

○記載内容の比較等

【事業、施策などの課題】

地域防災計画に沿い、福祉避難所と連携し、災害時の支援体制の整備を強化する必要があります。(P39)

【事業、施策などの方針】

総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を推進します。(P39)

鈴木美由紀委員(野田芽吹学園) 五十嵐孝子委員(中核地域生活支援センターのだネット)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策	の基本的な方向性	
P 39	3 防災、防犯などの推進		
(P38)	(1) 防災対策の推進		
	田の田ないにとて選るる応討では、まさい。 自然がたした。の田ないまでは、まさの選集のでは、まさの選集のでは、まさの選集を表しが、、所のとでは、まさの選集を表しが、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、、所のの本が、ののでは、というのが、ののでは、というのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	水害時の実際の対応は、水害の規模、 避難者の状況をみて、避難所における要 配慮者のためのスペースである福祉避 難スペースも含めて、状況に応じて対応 することになります。 水害時の実際の対応についてのご意 見は、第3次野田市障がい者基本計画へ の修正は行いませんが、貴重なご意見と して受けたまわります。 福祉避難所の開設訓練のご意見につい ては、第3次野田市障がい者基本計画へ の修正は行いませんが、災害時の連絡体 制の確立から、今後実施をしていきたい と考えております。	修正なし

○記載内容の比較など

なし

野口美智子委員(民生委員児童委員協議会)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正	
	第4章 各分野における施策の	第4章 各分野における施策の基本的な方向性		
P 45	5 自立した生活支援・意思決定支援の充実			
~ P 46	(1) 意思決定支援の推進			
(P44 ∼P45) P58 ∼P60 (P57 ∼P58)	意見箇所 P45下から1行目(P44上から29行目下から3行目) 相談支援の利用者が増加しており、相談支援専門員の人数が不足しています。 資料1団体からの意見要望について、「市役所(障がいるででででででででででででででででででででででででででででいます。 現実に相談支援の利用者が増加している現状の中で、が増加している現状の中で、が増加している現状の中で、と思います。	ご指摘の相談支援専門員の不足については、平成30年度の障害総合支援法の改正により、1カ月の平均利用件数の指標が示されたことから、【事業、施策などの現状】と【事業、施策などの方針】に新たに記載します。 次のご指摘の、団体要望の障がい者支援課に精神保健福祉士の常駐や増員の予算確保については、既に障がい者支援課に社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持った職員1名が資格を活かし、必要な相談等を行っています。 また、設置を検討している基幹相談支援センターにも有資格者の配置を検討しています。	修正あり	

○記載内容の比較等

〔新たな掲載〕

【事業、施策などの現状】

市内には、相談支援専門員が配置されている相談支援事業所が 10 事業所あり、そのうち 千葉県相談支援従事者専門コース別研修(精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修)修了事業所は2事業所です。(P45)

- 国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めます。
- ・千葉県が実施する研修(相談支援に関する研修など)を、必要に応じて、相談支援事業所など支援機関に周知し研修の受講を促し、相談支援事業所などの支援機関の技量向上を図ります。(P46)
- ・引き続き福祉専門職の職員を確保し、必要に応じて障がい者支援課などへの配置を進めます。(P59)

加藤満子委員(野田市障がい者相談員)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
P 47 ~ P 50 (P46	第4章 各分野における施策の基本的な方向性 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築		
~P49)	相談支援事業所への支援をお願いしたい。 (前回の障がい者基本計画推進協議会での意見)	相談支援の強化として、新たに平成32年度に向けて、基幹相談支援センターの設置を検討しております。 計画(案)においても、相談支援専門員の不足は認識してり、【事業、施策などの方針】において「地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備に合わせて相談支援の充実を図ります。」としており、この相談支援の充実の中で、支援の方法についても検討していきます。	修正なし

○記載内容の比較など

【事業、施策などの方針】

地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備に合わせて相談支援の充実 を図ります。(P50)

加藤満子委員(野田市障がい者相談員)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
P 47	第4章 各分野における施策の基本的な方向性 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築		
~ P 50 (P46 ~P49)			修正あり

○記載内容の比較など

〔修正前〕

【事業、施策などの方針】

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障害福祉サービス事業所・障害児通所事業所が抱える事案、障がいのある人に対する差別や虐待(の疑い)などについて、引き続き協議、報告を実施します。(P50)

〔修正後〕

【事業、施策などの方針】

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障がいのある人などの支援の困難事例の対応や障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制作り、障がいを理由とする差別を解消するための取組について、引き続き協議、決定し、解決に向けて取組みます。(P50)

五十嵐孝子委員(中核地域生活支援センターのだネット)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正	
	第4章 各分野における施策の基本的な方向性			
P 51	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進			
~ P 53 (P50	(3) 地域移行支援、在宅サービスなどの充実			
~P52)	高齢の方がにるのととを表すといったのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	在宅生活の障がいのある人が、家族と同居している場合の障害福祉サービスの居宅介護についてのご意見と考えます。 ご指摘の居宅介護を受けられないことについては、障がいのある人が家族が外出しており、障がいのある人がひとりの場合などでは、居宅介護の利用は可能な場合があり、個々の状況により判断しながら、法制度の中で柔軟な対応を心がけております。	修正なし	
○記載内容の比較などなし				

鈴木美由紀委員 (野田芽吹学園)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正	
	第4章 各分野における施策の基本的な方向性			
P 54 ∼	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進			
P 55 (P53	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実			
~P55)	共生型サービスは、今後 どのように動いていくかわ からないところですが、影響に注意するという表現で は、ただ不安だけが残るよ うな気がします。もっとわ かり易い表現を希望しま す。	また、この【事業、施策などの課題】に ついての【事業、施策などの方針】がない	修正あり	

○記載内容の比較など

[修正前]

【事業、施策などの課題】

障がいのある人や高齢の人が、共に同じ福祉サービスの事業所を利用できる共生型サービスの影響に注視します。(P55)

【事業、施策などの方針】

[修正後]

【事業、施策などの課題】

・共生型サービスでは、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と、介護保険のデイサービス(通所介護)事業所の併用が可能となり、事業者にとっては、支援員の変更がないなどの利点はありますが、利用者がどのような影響をうけるか注視する必要があります。(P55)

【事業、施策などの方針】

・共生型サービスについて、事業者と利用者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。

鈴木美由紀委員(野田芽吹学園) 五十嵐孝子委員(中核地域生活支援センターのだネット)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策の基本的な方向性		
P 58∼	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
P 60	(6) 障害福祉を支える人材の育成・確保		
(P57 ∼P58)			
(138)	千葉県が主催する研修は	市の職員の研修による人材育成について	修正あり
	様々なものがあります。今	記載されていないことから、ご指摘の研修	
	度重度加算の関係で障害者	参加への検討も含め、障がい特性や合理的	
	施設は強度行動障害支援者	配慮の理解を深める研修などについて、新	
	養成研修が義務付けられて	たに記載します。	
	いるところです。情報共有		
	と言う点でも市の担当者に		
	も受けてもらえたら、行動		
	障害のある障害者の理解も		
	深まるのではないかと思い		
	ます。また、障害者関係の 全国大会に積極的に参加		
	王国人云に積極的に参加し、千葉県だけではない他		
	の県の取り組みも知ってほ		
	しい。(鈴木美委員)		
	千葉県主催の「強度行動		
	障害支援者養成研修(基礎		
	研修)」の受講は基本的な行		
	動障害の理解に必須のもの		
	と考えます。障がい者支援		
	課の職員の方、市立の福祉		
	サービス事業所の職員の		
	方、障害児通所事業所の職		
	員の方も受講し、理解を深		
	めてもらいたいと思いま		
	す。(五十嵐委員)		

10/24 意見の概要 考え方 案の修正

○記載内容の比較など

[修正前]

【事業、施策などの現状】

千葉県が主催する様々な研修を受講しています。(P59)

【事業、施策などの課題】

_

【事業、施策などの方針】

—

[修正後]

【事業、施策などの現状】

修正なし

【事業、施策などの課題】

障がい福祉関係職員や市職員(指定管理者の職員を含む)が、様々な研修などを通じて、 障がい特性、合理的配慮の理解を深める必要があります。(P59)

【事業、施策などの方針】

- ・障がい福祉関係職員が様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。(P59)
- 今後も市職員(指定管理者の職員を含む)が、様々な研修などに参加できるよう努めます。(P60)

矢野祐子委員 (公募委員)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策の	D基本的な方向性	
P 63 ∼	6 保健・医療の推進		
P 65	(2)保健・医療の充実など		
	(2)保健・医療の充実など 学校卒業後について、複数で変数の変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変がします。 学校卒業があがでになります。 が、きなめるとなったではないでになります。 が、きなめるとがでになります。 では、これでではないでででででででででででででででででででででででででででででででででで	計画(案)P64【事業、施策等の方針】「市内の障害福祉サービス事業所において、重度心身障がいの支援及び、さらなる医療的ケアが実施できる体制を目指します。」とされており、この方針の中で、野田市立あおい空だけでなく、民間の事業所も含め、医療的ケアが実施できる体制を目指していく考えです。	修正なし
	これから、卒業を迎える子ど		
	もたちのためにお願いいた		
	します。		

○記載内容の比較など

【事業、施策などの現状】

市立の障害福祉サービス事業所において、看護師による医療的ケアへの対応を実施しています。(P64)

【事業、施策などの方針】

市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がいの支援及び、さらなる医療的ケアが実施できる体制を目指します。(P65)

渡辺梨絵委員 (公募委員)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
P 63~ P 65 (P61 ~P63)	第4章 各分野における施策の 6 保健・医療の推進 (2)保健・医療の充実など 野田市立あおい空での医療的ケアの必要な人でも短期入所が利用できるよう少しでも早くすすめていただきたいと願っています。	計画(案)P64【事業、施策等の方針】 「市内の障害福祉サービス事業所において、重度心身障がい児の支援及び、さらなる医療的ケアが実施できる体制を目指します。」とされており、この方針の中で、あおい空の医療的ケアが必要な	修正なし
		短期入所を検討しておりますが、24 時間看護師の確保が課題となっています。また、民間事業所での対応についても同時に検討していきます。	

○記載内容の比較など

【事業、施策などの方針】

市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がい児の支援及び、さらなる医療的ケアが実施できる体制を目指します。(P65)

鈴木美由紀委員 (野田芽吹学園)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施第	策の基本的な方向性	
P 71 ∼	7 行政などにおける配慮の	の充実	
P 72 (P69	(2) 行政機関などにおける	る配慮及び障がい者理解の促進	
~P70)	障がいの特性を知ること は合理的配慮の理解に繋が ると思います。研修だけで なく、障害者施設の見学や 実習体験などを行ってもら いたい。	障がい者施設の見学や実習研修により、 現場を把握することは、障がいの特性や合 理的配慮に繋がることと考えますので、【事 業、施策などの方針】に新たに記載します。	修正あり

○記載内容の比較など

〔新たに記載〕

【事業、施策などの方針】

新規採用職員研修において障がい者施設などの見学、障がい者支援課職員において、障がい者施設などで実習研修の実施を検討します。(P72)

加藤満子委員(野田市障がい者相談員)

10/24 (前回)	委員から意見など	意見についての対応、修正など	案の修正
	第4章 各分野における施第	策の基本的な方向性	
P 73∼	8 雇用・就業、経済的自立	立の支援	
P 74 (P71	(1)総合的な就労支援		
~P72)	(就労支援に関する)奨励 金は、利用促進と常用雇用 に結びつくようにしてほし い。	安定した就労支援は必要なことから、 【事業、施策などの方針】を修正します。	修正あり

○記載内容の比較など

【事業、施策などの方針】

・引き続き、雇用促進奨励金、障がい者職場実習奨励金の周知を図り、関係機関と連携して利用促進に努めます。(P74)

〔新たな掲載〕

【事業、施策などの方針】

・引き続き、関係機関と連携して、周知強化による雇用促進奨励金、障がい者職場実習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結びつくように努めます。(P74)

加藤満子委員 (野田市障がい者相談員)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施賃	策の基本的な方向性	
P 75	8 雇用・就業、経済的自立	立の支援	
(P73)	(2) 障がい者雇用の促進		
	「障がい者施設通所者支援事業(ゆめあぐり野田における障がいのある人の実習)について」が掲載されていません。	市の独自事業として実施していることから、【事業、施策などの現状】【事業、施策などの現状】【事業、施策などの方針】に新たに記載します。	修正あり

○記載内容の比較など

〔新たな掲載〕

【事業、施策などの現状】

・野田市障がい者団体連絡会に障がい者施設通所者支援事業を委託しており、ゆめあぐり 野田において、精神障がいのある人が就労に向けた実習をしています。(P75)

【事業、施策などの方針】

・障がいのある人が、自立した生活が送れるよう障がい者施設通所者支援事業を継続していきます。(P75)

廣瀬哲也委員 (野田特別支援学校)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施策の	の基本的な方向性	
P 81 ∼	9 教育の振興		
P 83	(2) 教育環境の整備		
(P80 ∼P81)			
701)	「特別支援学校における通	「通級による指導」は、県との連携で	修正あり
	級による指導の実施」に係る	あることから、連携機関として、千葉県	
	内容を掲載いただきたい	立特別支援学校を記載し、【事業、施策	
		などの現状】、【事業、施策などの方針】	
		に新たに掲載します。	

○記載内容の比較など

[新たに掲載]

担当課	指導課、教育総務課
連携機関	千葉県立野田特別支援学校

【事業、施策などの現状】

県立野田特別支援学校における「通級による指導」を野田市教育委員会と連携し実施しています。

〈平成30年9月1日現在〉

利用児童 4人

「通級による指導」により、多様な学びの場として訪問又は巡回による指導を行っています。

【事業、施策などの方針】

千葉県立野田特別支援学校は、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画、第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、平成33年度を目途に、特別支援教育の推進に向けた準備をしています。

【総合的な機能を有する千葉県立特別支援学校】

知的障がいのある子ども、肢体不自由児に対応します。

【通級による指導の拡大】

通級指導において、視覚障がい、聴覚障がいのある子どもへの指導を実施します。

千葉県立野田特別支援学校は、野田市教育委員会をはじめ、関係各所と連携し、地域に おけるセンターとしての役割を果たし、特別支援教育の推進充実に努めます。

上木昭委員(野田市視覚障がい者協会)

第4章 各分野における施策の基本的な方向性 市主催事業についての、市の 障がいのある人へのます。 東での視覚障がい者等送迎支 ご意見ですが、公用車を	
車での視覚障がい者等送迎せ 援事業は、国より進んだ福祉財 一ビス事業と認識し、大変感謝しています。 言うまでもないことですが、 視覚障がい者は、運転免許を持つ者は1人もいません。 歩くのにも、ガイドへルパーを依頼したり、白杖を使ったりします。 一番安心して歩ける筈の点字があめます。 音でがあめます。 音を辿ったり、人がいて、困ることがあります。 一番安心して歩ける筈の点字があめります。 一番安心して歩ける筈の点字があめります。 音に社会生活をしていたいのに、交通弱弱の環からして、かのに長の初期の一環会ともでがい者等送迎す接事業を、障がい者支援課の仕事として、必要に応じて当たる障がい者支援課の仕事として、必要に応じて当たる障がい者支援業計画には明示してください。 なお、野田市障がい者基本計画に入れることには、こだわりません。 課の仕事として認知・明示はされていて、公式な年間事業で	運転する職員 修正なし ぞれに差があないかなどの 障がいの人を 田市が関与すり多くの障がいただけるも 政のできる範

鈴木美由紀委員(野田芽吹学園) 五十嵐孝子委員(中核地域生活支援センターのだネット)

10/24 (前回)	意見の概要	考え方	案の修正
	第4章 各分野における施第	その基本的な方向性	
	障害者入所施設としては 介護が必要となった人が、 入所中に介護認定を受けられるようになり、入所したまま介護保険施設の申込みが出来る体制、ルールになってほしい。(鈴木美委員) 障害者入所施設に入所中	障害者支援施設に入所している障がいのある人に関するご意見です。 「介護保険適応除外施設」となる障害者支援施設に入所している場合、介護保険施行法第 11 条及び介護保険法施行規則第 170 条で、介護保険の被保険者としないとなっており、介護保険の資格を有していいないため、要介護認定は受けられません。 そのような制度において、平成 27 年 2	修正なし
	の高齢の方が、入所中に介 護認定が受けられるように して頂きたい。(五十嵐委 員)	月 18 日付け厚生労働省発事務連絡において、介護保険適用除外施設退所日の3月前以内であれば要介護認定申請を受理し、退所と同時に要介護の認定を行うことが運用上可能とされております。 今後、障害者支援施設と特別養護老人ホームなどの介護施設との話し合いの場を設けることなどを検討します。 貴重なご意見として受けたまわります。	

第4期野田市障がい福祉計画の進捗状況

計画期間:平成27年度~平成29年度

第4期野田市障がい福祉計画の進捗状況目次

Ι	(第4期野田市障がい福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 • 1 • 1 • 2
П	平成29年度までに達成すべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3 • 3
	1 指定障害福祉サービス・ (1) 訪問系サービス・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取り組みについて・ (2-ア) 日中活動系サービス・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ア生活介護・イ自立訓練(機能訓練)・ウ自立訓練(生活訓練)・ 立立訓練(生活訓練)・ 立立訓練(生活訓練)・ 立式労移行支援・オ就労継続支援A型・カ就労継続支援B型・ (2-イ) 日中活動系サービス(療養介護)・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・ (2-ウ) 日中活動系サービス(短期入所)・ ・サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・ (3-ア) 居住系サービス(共同生活援助)・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・ (3-ア) 居住系サービス(施設入所支援)・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・ (3-イ) 居住系サービス(施設入所支援)・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・ (3-イ) 居住系サービス(施設入所支援)・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・ (3-イ) 居住系サービス(施設入所支援)・ ① サービス見込量の算出の考え方・ ② 第 4 期計画値と進捗状況・ ③ 実績と今後の取組について・	$\cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot 1111111111111111111111$
	2 指定相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 18 18 18

(2	2)地域相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1	サービス見込量の算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2	② 第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3		20
(1) 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1) サービス見込量の算出の考え万・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2		20
3	3) 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(2	2)コミュニケーション支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1) サービス見込量の算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・	21
2	② 第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	③ 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(3	3)日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1	サービス見込量の算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2	② 第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	③ 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(4	第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1) サービス見込量の算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・·	23
2	2) 4 期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・。 3) 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(3	③ 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(5		Ω 4
(1)	サービス見込量の算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(3	③ 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(6	おり に 以 お	25
(1	サービス見込量の算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2	② 第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(3	③ 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
٩	ランベルスピンスの場合について	20
4	障がい児を対象としたサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1	サービス見込量の質出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	② 第4期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(3	② 第 4 期計画値と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ ③ 実績と今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(福祉計画の1ページ)

本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がい者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

2 計画の位置付け・他の計画との関係

(1)位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法と言う。) 第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービスの 提供体制の確保その他この法律に基づく円滑な実施に関する計画を策定する こととされた法定の計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】



4 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う 共生社会の構築

本計画の基本理念は、第 2 次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。

この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる 3 点に配慮して、 本計画を作成します。

(1) 障がいのある人等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 3 障がいの一元化に対応した障害福祉サービスの充実

身体・知的・精神の3障がいに係る制度の一元化への対応として、障がい者 等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができる よう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3)地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

Ⅱ 平成29年度までに達成すべき目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(福祉計画の8ページ)

(1)目標の設定 (第4期計画より抜粋)

国の基本指針では、平成 25 年度末時点における施設入所者数の 12%以上が、 平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点におけ る福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを目指して います。

平成 25 年度末時点の当市の施設入所者は 95 人であり、平成 29 年度までに施設入所から 12 人を、地域生活への移行者として設定しています。

(2) 第4期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	29 年度 までの実績	達成率	考え方
平成 29 年度までの 地域移行者数	12人	6人	50.0%	平成 25 年度末時点における施設入所者数 (95 人)の 12%以上とします。
平成 29 年度までの 施設入所者削減数	4人	8人	200%	平成 25 年度末時点における施設入所者数 (95 人)の 4%以上とします。

(3) 実績と今後の取組について

施設入所者の地域移行の受け皿となるグループホーム等の新規設置など積極的な取り組みが期待されます。引き続き、グループホーム等の整備及び運営や利用者に対する支援体制の整備による一層の量的拡充及び質的拡充を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、移行先である地域の理解が深まるよう、障がい者理解の普及と啓発に努め、地域移行を促進します。

2 地域生活支援拠点の整備

(1)目標の設定(第4期計画より抜粋)

国の基本指針では、「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を 担保し、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け 入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサ ービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を市町村、障がい福祉圏域ごとに、平成29年度末までに整備することを目指します。

なお、一方で、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な整備も 想定のひとつとされています。

(2) 第4期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点 の整備数	1 か所	地域生活を支援する機能の集約を 行う拠点等を整備

(3) 実績と今後の取組について

地域生活支援拠点整備等準備会を開催し、障がい者の地域生活支援拠点の中心施設となる障がい者グループホームの整備の進捗状況を報告するとともに、国が 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしていた基本方針を 32 年度末までに方針を転換したことを報告しました。

地域生活支援拠点の整備を進めていくため、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を十分に活用し、市の課題を共有しながら社会資源の有機的な結びつきを強化するため、拠点(グループホーム)として必要な機能、特に緊急受入体制と人材育成について早急に再検討していきます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(福祉計画の10ページ)

(1)目標の設定 (第4期計画より抜粋)

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、 平成 29 年度中に一般就労へ移行する者の数が、平成 24 年度の一般就労への実 績の 2 倍以上にするとともに、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労 への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業 所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。

国の基本指針を踏まえて、本市の福祉施設から一般就労への移行目標値は、第4期計画終了までに一般就労へ移行する者の数が、平成24年度の一般就労への移行実績である18人の2倍以上を目標とし、また、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末における利用者数である56人の6割以上増加することを目標とします。

また、平成 29 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

(2) 第4期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	29 年度実績	達成率	考え方
平成 29 年度中の 一般就労移行者数	36人	1 1人	30.6%	平成 24 年度の移行実 績 (18 人) の 2 倍以 上にする。
平成 29 年度末にお ける就労移行支援 事業利用者数	90人	56人	62.2%	平成 25 年度末における利用者数 (56 人)の 6 割以上増加する。
平成 29 年度末における就労移行支援 事業所ごとの就労 移行率	50%	市内外21事 業所のうち、 就労移行率3 割以上の事業 所数6	28.6%	就労移行支援事業所 のうち、就労移行率 が 3 割以上の事業所 を全体の 5 割以上と する。

(3) 実績と今後の取組について

平成 29 年度は市内外の就労移行支援事業所を 56 人が利用し、市内の就労移行支援事業を利用した者のうち 4 人が一般就労へ移行することができました。

今後も、通所に係る交通費や傷害保険料の負担を軽減する事業を実施し、市内外の就労移行支援事業の利用を促進します。また、職場実習を奨励する事業等も引き続き推進することで、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業との連携を強化し、一般就労の機会の拡大を図ります。

No.	所在	就労移行支援事業所名	利用者数	就労移行 者数	就労移行率
1	市内	就労サポート・のだ	28 人	4 人	14.3 %
2	市外	WITH US 多機能型事業所	1	0	0
3	市外	ウイングル松戸センター	1	0	0
4	市外	ウェルビー大宮センター	1	1	100.0
5	市外	ウェルビー春日部センター	1	1	100.0
6	市外	ウェルビー草加駅前センター	2	1	50.0
7	市外	ウェルビー松戸センター	1	0	0
8	市外	オリーブハウス	1	1	100.0
9	市外	kaien 秋葉原サテライト	1	0	0
10	市外	kaien 池袋	1	0	0
11	市外	カルディアこしがや	1	0	0
12	市外	国立身体障害者リハビリテーショ ンセンター	1	0	0

13	市外	多機能型事業所 皆来	1	0	0
14	市外	Melk 柏 office	4	1	25.0
15	市外	ハイライフサポート牛久	2	0	0
16	市外	ハッピーテラス柏ジョブサポート	2	0	0
17	市外	ハローワールド春日部	1	0	0
18	市外	LITALICOワークス大宮	1	0	0
19	市外	LITALICOワークス柏	3	1	33.3
20	市外	リドアーズお茶の水	1	1	100.0
21	市外	よつば就労センター ユイマール	1	0	0
		計	5 6	市内 4人 市外 7人	30%超は 6 事業所

(H30 年 3 月時点、市外事業所:五十音等順)

※就労移行支援「就労サポート・のだ」以外の市内施設(就労継続支援A型:3 事業所、B型:5 事業所、地域活動支援センター:4 事業所)において、平成29 年度の就労実績は13人です。

Ⅲ 障害福祉サービス等の見込み

1 指定障害福祉サービス

(福祉計画の 11 ページ)

(1)訪問系サービス

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

居宅生活を支えるサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者や精神 障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障が い者等のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

			(参考) 第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
		計画値	2, 052	2, 295	2, 551	2, 054	2, 229	2, 403
居宅介護 重度訪問介護	時間 /月	実績値	1, 557	1, 802	1, 763	2, 335	2, 151	2, 242
同行援護		達成率	75. 9%	78. 5%	69. 1%	113. 7%	96. 5%	93. 3%
行動援護 重度障害者等		計画値	104	112	120	121	130	139
包括支援	実人 /月	実績値	93	106	116	151	141	154
		達成率	89. 4%	94. 6%	96. 7%	124. 8%	108. 5%	110. 8%

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

No.	名称
1	あいらいふ居宅介護事業所
2	ADVANCE
3	介護のニヤコ
4	指定訪問介護事業所かりん
5	ジャパンケア野田関宿
6	ジャパンケア野田山崎
7	高村介護サービス
8	たすけあいスプーン障害福祉サービス事業所
9	トータルサポート・ノダ
10	ニチイケアセンター野田
11	野田市指定居宅介護事業所
12	のだ訪問サービス
13	訪問介護しらゆり
14	特定非営利活動法人マ・メール
15	マミー介護サービス
16	麗訪問介護

(H30年3月時点、五十音順)

〇市内行動援護事業所

No.	名称
1	ADVANCE

(H30年3月時点)

〇市内同行援護事業所

No.	名称
1	トータルサポート・ノダ
2	野田市社会福祉協議会
3	訪問介護しらゆり

(H30年3月時点、五十音同)

③実績と今後の取組について

平成 29 年度において、利用人数は計画値を上回ったものの、利用時間は計画値に達することができませんでした。

利用人数が計画値を上回ったことから、利用者側のニーズは依然として高いものと考えられます。一方で、利用時間が計画値に達していないことから、利用者各々に提供するサービス時間が必要最小限になっている、あるいはサービスを提供する事業所数が増加していないためと考えられます。

以上のことを今後の課題として、今後も相談支援事業所と連携し、障がい者 の在宅での生活が充実したものになるように努めます。

(2-ア) 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) (福祉計画の12ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

日中活動の場を確保するサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者 や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベー スに、特別支援学校の卒業者数、地域生活への移行者数を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

ア 生活介護

			(参考) 第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
	延人日 /月	計画値	5, 220	5, 420	5, 560	5, 344	5, 638	5, 933
		実績値	4, 646	4, 682	5, 156	5, 378	5, 399	5, 517
		達成率	89. 0%	86. 4%	92. 7%	100. 6%	95. 8%	93. 0%
生活介護		計画値	261	271	278	272	287	302
	実人/月	実績値	252	257	261	280	284	300
		達成率	96. 6%	94. 8%	93. 9%	102. 9%	99. 0%	99. 3%

(24~28 年度実績は3月時点)

〇市内生活介護事業所

No.	名称	定員
1	野田芽吹学園(日中部分)	50 人
2	くすのき苑(日中部分)	50 人
3	野田市立こぶし園	40 人
4	ひばり	40 人
5	ワークショップくすのき	30 人
6	野田市心身障がい者福祉作業所(多機能型)	23 人
7	野田市立あすなろ職業指導所(多機能型)	20 人
8	野田市立あおい空	20 人
9	ほのか	20 人
10	しゅがあ	20 人
11	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	10 人

(H30年3月時点、定員順)

イ 自立訓練(機能訓練)

			(参	(参考) 第3期計画			第4期計画	
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
		計画値	44	66	66	15	30	45
	^{延人日} / 月	実績値	0	0	0	0	0	0
自立訓練		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
(機能訓練)	実人 /月	計画値	2	2	3	1	2	3
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内自立訓練 (機能訓練) 事業所 無し

ウ 自立訓練(生活訓練)

			(参考) 第3期計画			第 4 期計画			
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
		計画値	119	136	153	138	165	193	
	^{延人日} / 月	実績値	112	128	59	122	86	124	
自立訓練		達成率	94. 1%	94. 1%	38. 6%	88. 4%	52. 1%	64. 2%	
(生活訓練)		計画値	7	8	9	15	18	21	
	実人 /月	実績値	6	9	6	10	6	6	
		達成率	85. 7%	112. 5%	66. 6%	66. 7%	33. 3%	28. 6%	

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内自立訓練(生活訓練)事業所

No.	名称	定員
1	つばさ(多機能型)	6人

(H30年3月時点)

工 就労移行支援

			(参考) 第3期計画			第4期計画			
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
		計画値	600	640	680	651	716	781	
	^{延人日} / 月	実績値	585	540	468	351	392	563	
就労移行		達成率	97. 5%	84. 4%	68. 8%	53. 9%	54. 7%	72. 1%	
支援	実人 /月	計画値	30	32	34	40	44	48	
		実績値	33	36	29	18	28	32	
		達成率	110. 0%	112. 5%	85. 3%	45%	63. 6%	66. 7%	

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内就労移行支援事業所

No.	名称	定員
1	就労サポート・のだ	2 0人

(H30年3月時点)

才 就労継続支援(A型)

·			(参	考)第3期計	·画	第 4 期計画			
サービス名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
		計画値	110	132	176	252	349	446	
	^{延人日} / 月	実績値	116	128	444	696	891	1, 315	
就労継続		達成率	105. 5%	97. 0%	252. 3%	276. 2%	255. 3%	294. 8%	
支援A型	実人 /月	計画値	5	6	8	13	18	23	
		実績値	7	7	24	37	51	73	
		達成率	140. 0%	116. 7%	300.0%	284. 6%	283. 3%	317. 4%	

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内就労継続支援(A型)事業所

No.	名称	定員
1	ウィズパートナー	14人
2	株式会社ホップ	20人
3	フィールドスター	20人

(H30年3月時点、五十音同)

力 就労継続支援(B型)

			(参考)第3期計画			第 4 期計画		
サービス名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
		計画値	1, 139	1, 190	1, 241	1, 368	1, 422	1, 475
	^{延人日} ∕月	実績値	1, 085	1, 260	1, 352	1, 495	1, 344	1, 577
就労継続		達成率	95. 3%	105. 9%	108. 9%	109. 3%	94. 5%	106. 9%
支援B型	実人 /月	計画値	67	70	73	77	80	83
		実績値	68	74	80	84	80	96
		達成率	101.5%	105. 7%	109. 6%	109. 1%	100.0%	115. 7%

(24~28 年度実績は3月時点)

〇市内就労継続支援(B型)事業所

No.	名称	定員
1	野田市立あすなろ職業指導所(多機能型)	20人
2	野田市心身障がい者福祉作業所(多機能型)	20人
3	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	10人
4	つばさ(多機能型)	14人
5	羽の郷野田	20人

(H30年3月時点、五十音同)

③実績と今後の取組について

平成 29 年度において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援は、利用延人数、利用人数とも計画値に達しませんでした。 就労継続支援A型は、利用延人数、利用人数とも計画値を上回りました。

利用者の増加の伴い適切でない運営を行う事業所が増えているとの指摘があるため、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、適切な支援が提供されるように努めます。

就労継続支援B型についても、利用延人数、利用人数とも計画値を上回りました。

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援事業は訓練等 給付であり、訓練を必要とする利用者に実施できるよう努めます。

(2-イ) 日中活動系サービス (療養介護)

(福祉計画の13ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児(者)施設から療養介護へサービス移行する人数、東葛地域(柏市)に開設された療養介護事業所(重症心身障がい児(者)施設)への入所状況等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

			(参考) 第3期計画			第 4 期計画			
サービス名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
		計画値	5	5	13	14	14	14	
療養介護	実人 /月	実績値	6	8	12	12	13	13	
		達成率	120.0%	160. 0%	92. 3%	85. 7%	92. 9%	92. 9%	

(H30年3月時点)

〇市内療養介護事業所 無し

③実績と今後の取組について

平成 29 年度において、柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に 5 人その外の療養介護事業所に 8 人、計 13 人が利用しております。

今後も相談支援事業所と連携し、利用が図られるように努めます。

(2-ウ) 日中活動系サービス (短期入所)

(福祉計画の14ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

地域生活を支えるサービスとして、アンケート調査でも身体障がいや知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

短期入所(福祉型と医療型の合計)

			(参考)第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
		計画値	218	238	263	263	293	354
	^{延人日} / 月	実績値	272	228	284	309	259	354
短期入所		達成率	124. 8%	95. 8%	108. 0%	117. 5%	88. 4%	100. 0%
	実人 /月	計画値	25	28	31	43	48	58
		実績値	26	37	36	46	37	58
		達成率	104. 0%	132. 1%	116. 1%	107. 0%	77. 1%	100.0%

(24~28 年度実績は3月時点)

〇市内短期入所事業所

No.	名称	定員
1	くすのき苑(併設)	8人
2	野田芽吹学園(併設)	6人
3	短期入所ほっと (併設)	3人
4	短期入所中根の家(空床型)	4人
5	野田市立あおい空(法外 単独型)	3人
6	希望の里ひらり (単独型)	1 2 人

(H30年3月時点、開設順)

③実績と今後の取組について

平成 29 年度において、利用延人数、利用人数とも計画値に達しませんでしたが、市内に一箇所、新たな事業所指定を受けており利用が見込まれます。

短期入所の利用は、家族の冠婚葬祭、レスパイトケア、あるいは本人の入所するための訓練等が理由となるため、利用傾向の把握は難しいところですが、引き続き相談支援事業所と連携し、利用が図られるように努めます。

(3-ア) 居住系サービス (共同生活援助、共同生活介護)

(福祉計画の15ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

アンケート調査でも知的障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する 人が多いサービスであり、支給決定者数をベースに、障がい者等のニーズ、地 域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

			(参考) 第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
共同生活 援助 盅」	}	計画値	61	69	77	101	111	121
共同生活	共同生活 /月	実績値	66	77	94	99	105	121
介護 (H24.25)		達成率	108. 2%	111.6%	122. 1%	98. 0%	94. 6%	100. 00%

(24~28 年度実績は3月時点)

〇市内共同生活援助事業所

No.	名称	定員	Į	開設		
1	啓心荘ひまわり	5	人	H18. 10		
2	啓心荘なでしこ	5	人	H18. 10		
3	かりんず	8	人	H18. 10		
4	かえで	4	人	H18. 10		
5	ほっと	5	人	H19. 4		
6	希の芽	7	人	H19. 5		
7	しいのき	4	人	H19. 12		
8	けやき	4	人	H20. 6		
9	ポプラ	5	人	H23. 5		
10	ぱーる	5	人	H24. 4		
11	芽ぐみ	4	人	H24. 8		
12	そよかぜハウス A 棟 B 棟 C 棟	1 3	人	H25. 2		
13	星のいえ野田A棟B棟	1 4	人	H25. 4		
14	中根の家	4	人	H26. 8		
15	ゆりの木	7	人	H26. 9		

No.	名称	定員		開設		
16	ささらホーム 1~4 サテライト	1 7	人	H26. 12		
17	飯野ホーム	3	人	H28. 6		

(H30年3月時点、開設順)

③実績と今後の取組について

引き続き、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、利用しやすい環境を整備するために、利用者には家賃等の負担軽減策を引き続き実施していきます。

(3-イ)居住系サービス(施設入所支援)

(福祉計画の16ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

支給決定者数をベースに、旧法施設の新体系事業への移行、入所待機者数、 障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

			(参	考)第3期計	画	第4期計画			
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
thr ≣n 3 Tir		計画値	117	117	117	95	93	91	
施設入所 支援	実人 /月	実績値	96	95	93	94	90	87	
		達成率	82. 1%	81. 2%	79. 5%	98. 9%	96. 8%	95. 6%	

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内施設入所支援事業所

No.	名称	定員
1	野田芽吹学園(夜間部分)	50人
2	くすのき苑(夜間部分)	50人

(H30年3月時点、開設順)

③実績と今後の取組について

施設入所支援については、計画値を下回りましたが、実績はほぼ現状を維持しております。引き続き、国や県の動向及び入所待機者の状況を見極めながら、現 状のサービス提供体制を確保していきます。

2 指定相談支援

(福祉計画の17ページ)

(1) 計画相談支援

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

サービス等利用計画については、ニーズの増加が見込まれるため、平成 27 年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

			(参	考)第3期計	一画	第4期計画				
サービス名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年		
1. 雨 扣 敦	#	計画値	5	30	61	60	60	91		
計画相談支援	実人 /月	実績値	0	37	116	121	54	96		
		達成率	0.0%	123. 3%	190. 2%	201. 7%	90.0%	105. 5%		

(24~29 年度実績は3月時点)

〇市内指定特定相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木
2	相談支援事業所ウィズ
3	指定特定相談支援事業所梅の木
4	相談支援事業所おひさま(休業中)
5	地域活動支援センターさくら
6	サポート芽吹
7	相談支援センターそよかぜ
8	野田市立こだま学園
9	相談支援事業所は一とふる
10	相談支援事業所ラシーク

(H30年3月時点、五十音順)

③実績と今後の取組について

引き続き、計画相談支援の対象者の増加を踏まえ、事業を行う意向を有する 事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参 入を図り、事業者の確保に努めます。また、野田市自立支援・障がい者差別 解消支援地域協議会を通じ、相談支援の提供体制を図るとともに、サービス 等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

(2) 地域相談支援

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案 して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

			(参	考)第3期計	一画	第4期計画			
サービス名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
		計画値	6	8	10	5	6	7	
地 域 移 行 支援	実人 /月	実績値	0	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
		計画値	5	6	8	5	6	7	
地 域 定 着 支援	実人 /月	実績値	0	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	

(H30年3月時点)

〇市内指定一般相談支援事業所 無し

③実績と今後の取組について

平成 29 年度は支給決定も無く、利用がありませんでした。 市内に指定一般相談事業所が無いため、今後利用環境の整備に努めます。

3 地域生活支援事業

(福祉計画の 18 ページ)

(1) 相談支援事業

① サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

	事業名	実施に関する考え方
椎]談支援事業	
	障がい者相談支 援事業	障がい者が、身近な地域で相談が受けられるよう、相談 できる拠点を設けます。
	地域自立支援協 議会	地域の障がい者支援に関する定期的な協議の場として設 置します。
1]談支援機能強化 Ⅰ業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談 体制を強化します。
	在後見制度利用 援事業	成年後見制度を利用することが有用である障害者に対し、利用の支援を図ります。

②第4期計画値と進捗状況

				(参え	考)第3期	計画	ý	第4期計画		
事業名		単 位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
相	障がい者相談	箇	計画値	2	2	2	2	2	2	
談	支援事業	所	実績値	2	2	2	2	2	2	
支	地域自立支援	筃	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
援	協議会	所	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
相	談支援機能強化	筃	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
事	事業		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
成	成年後見制度利用		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
支援事業		所	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

[※]障がい者相談支援事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業 は市担当課が実施

③ 実績と今後の取組について

各事業とも概ね計画通りの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に 努めながら、障がい者の相談、支援を円滑に進めるよう、効率的な事業を執 行します。

[※]相談支援機能強化事業はサポートセンター沼南(柏市)及び地域活動支援センターさくら(野田市)に委託

(2) コミュニケーション支援事業

(福祉計画の19ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

事業名	実施に関する考え方
手話通訳者設置	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を
事業	配置します。
手話通訳者・要約	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者・
筆記者派遣事業	要約筆記者の派遣事業を行います。

②第4期計画値と進捗状況

			(参	考)第3期記	十画	第4期計画			
事業名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
手話通訳者	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2	
設置	鱼刀	実績値	2	2	2	2	2	2	
手話通訳者 及び要約筆	/ 米小	計画値	600	600	600	664	664	664	
記者派遣事業	件数	実績値	685	653	7 1 3	750	832	7 2 6	

(各年度年間利用実績)

※平成19年6月より社会福祉課(現在の生活支援課及び障がい者支援課)窓口に手話通訳者(火曜日9時から13時まで、木曜日13時から17時まで)を設置平成23年4月より関宿支所に手話通訳者(金曜日13時から17時まで)を設置

平成 28 年 4 月より障がい者支援課窓口の手話通訳者の設置日を拡充 (月・火 9 時から 13 時、水・木 13 時から 17 時まで)

平成30年1月より社会福祉協議会に委託していた手話通訳者及び要約筆記者 派遣事業を障がい者支援課で実施

③実績と今後の取組について

計画を上回る実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、事業を実施します。

(3) 日常生活用具給付等事業

(福祉計画の19ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

②第4期計画値と進捗状況

			(参	考)第3期記	計画		第4期計画	
事業名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
介護・訓練支援用具	件数	計画値	13	13	13	5	5	5
刀 豉 [*]	干奴	実績値	6	5	12	14	2	3
自立生活支援用具	<i>从</i> 米/r	計画値	31	31	31	18	18	18
日立工冶文拨用共	件数	実績値	7	24	17	20	34	22
大 字 债 亲 笙 士 垺 田 目	件数	計画値	14	14	14	18	18	18
在宅療養等支援用具		実績値	17	18	19	18	13	18
情報・意思疎通支援	tel ster	計画値	24	24	24	12	12	12
用具	件数	実績値	12	12	31	34	26	23
排泄 等等理主控用目	件数	計画値	2, 514	2, 614	2, 718	2, 687	2, 687	2, 687
排泄等管理支援用具	干奴	実績値	2, 632	2, 710	2, 959	3, 325	3, 078	2, 942
居宅生活動作支援用	件数	計画値	5	5	5	3	3	3
具(住宅改修)	计数	実績値	1	5	3	4	1	5

(各年度年間利用実績)

- ·介護·訓練支援用具···特殊寝台等
- 自立生活支援用具…入浴補助用具等
- ・在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器等
- ·情報·意思疎通支援用具…点字器等
- ・排泄管理支援用具…ストーマ装具等

③実績と今後の取組について

利用者が定期的に購入するストーマ装具等の排泄等管理支援用具が、平成 25 年度以降、計画値を上回っております。引続き利用者の意向の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

(4)移動支援事業

(福祉計画の20ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋) 外出支援により、地域での自主生活及び社会参加を促します。

②第4期計画値と進捗状況

			(参考)第3期計画			第 4 期計画		
事業名	単位	数値	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
	延時間 <i>/</i> 年	計画値	13, 765	14, 472	15, 179	14, 784	14, 784	14, 784
		実績値	15, 709	14, 322	12, 284	7, 664	11, 187	12, 072
移 動 支		達成率	114. 1%	99%	80. 9%	51.8%	75. 7%	81, 7%
移動支援事業		計画値	142	149	156	135	135	135
	実人/ 年	実績値	145	130	110	84	104	136
		達成率	102. 1%	87. 2%	70. 5%	62. 2%	77. 0%	100. 7%

(各年度年間利用実績)

③ 実績と今後の取組について

延利用時間、実利用者とも、計画値を下回りましたが、前年比に比較して利用が増加しています。

今後も、利用者(児)の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な 事業を実施します。

(5)地域活動支援センター

(福祉計画の21ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

利用者に創作的な活動の機会等を提供する事業 (I型又はII型) を実施する ほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社 会基盤との連携強化のための調整等の事業 (I型) を実施します。

②第4期計画値と進捗状況

				(参	考)第3期計	一画		第4期計画	
事業名単位数		数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	
			計画値	3	3	3	4	4	4
	野	箇 所	実績値	3	3	4	4	4	4
	田市		達成率	100%	100%	133%	100%	100%	100%
地	野田市利用分		計画値	50	50	50	119	119	119
域活	分	実人	実績値	104	47	140	133	151	143
動			達成率	208%	94%	280%	112%	127%	120%
地域活動支援センター			計画値	9	9	9	7	7	7
シタ	他	箇 所	実績値	7	8	9	6	4	3
	町		達成率	78%	89%	100%	86%	57%	43%
	他市町村利用分		計画値	22	22	22	17	17	17
	分	実人	実績値	34	28	20	15	15	11
			達成率	155%	127%	91%	88%	88%	65%

(各年度年間利用実績)

③ 実績と今後の取組について

平成 29 年度において、野田市利用分は、箇所数は計画値に達し、利用実人は計画値を上回りました。他市町村利用分は、箇所数、利用実員とも、計画値に達しませんでした。

今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

(6) その他の事業

(福祉計画の22ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、柔軟に障がい者の ニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。

②第4期計画値と進捗状況

				(参	考)第3期記	十画		第4期計画	
	事業名	単位	数值	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
	訪問入浴		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	サービス 事業	_	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	生活訓練		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	事業	_	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	日中一時		計画値	9, 828	10, 206	10, 638	10, 472	10, 472	10, 472
	古 中 一 _时 支援事業	延回 /年	実績値	10, 398	10, 509	9, 872	9, 359	8, 865	10, 255
			達成率	105. 8%	103%	92. 8%	89. 4%	84. 7%	97. 9%
2	スポーツ・レク		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
その他の事業	, リエ リン 教 開 催 等 事 業	_	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	点字・声		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	の 広 報 等 発行事業	_	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	奉仕員養		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	成研修事	_	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	自動車運		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	転 免 許 取 得 · 改 造 助成事業	_	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(各年度年間利用実績)

③ 実績と今後の取組について

その他の事業は、日中一時支援事業が計画値に達しませんが、各事業とも概 ね計画通りの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、福 祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

4 障がい児を対象としたサービス

(福祉計画の23ページ)

	事業名	実施に関する考え方
障害児相談支援		障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、 障害児支援計画の作成を行い、一定期間ごとに見直し を行います。
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付 与、集団生活への適応訓練などを行います。
通所	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付 与、集団生活への適応訓練などを行うとともに治療を 行います。
接	放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等に、生活能力改善のための訓練を継 続的に提供し、障がい児の自立を促進します。
	保育所等訪問支援	専門家が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活 に溶け込めるようになるための支援を行います。

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

本計画から新たに設定した数値です。実績をみると増加傾向にあるため、平成 27年度以降も増加傾向が継続すると見込まれます。

②第4期計画値と進捗状況

				第4期計画	
サービス名	単位	数値	27 年	28 年	29 年
		計画値	10	15	20
障害児相談支援	実人/月	実績値	33	57	63
		達成率	330. 00%	380. 00%	315. 00%
		計画値	490	569	647
	延利用日/月	実績値	582	702	1, 224
児童発達支援		達成率	118. 78%	123. 37%	189. 18%
九里先连又饭		計画値	50	58	66
	実人/月	実績値	52	61	117
		達成率	104. 00%	105. 17%	177. 27%
		計画値	104	138	173
	延日/月	実績値	8	0	0
医療型児童発		達成率	7. 69%	0%	0%
達支援		計画値	9	12	15
	実人/月	実績値	1	0	0
		達成率	11. 11%	0%	0%
		計画値	818	939	1, 061
	延利用日/月	実績値 	1, 302	1, 840	2, 783
放課後等ディ		達成率	159. 17%	195. 95%	262. 30%
サービス		計画値	81	93	105
	実人/月	実績値	118	156	226
		達成率	145. 68%	167. 74%	215. 24%
		計画値	12	18	24
	延利用日/月	実績値 	2	3	1
保育所等訪問		達成率	16. 67%	16. 67%	4. 17%
支援		計画値	4	6	8
	実人/月	実績値 	1	2	1
		達成率	25. 00%	33. 33%	12. 50%

〇市内指定障害児相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木
2	相談支援事業所ウィズ
3	指定特定相談支援事業所梅の木
4	相談支援事業所おひさま(休業中)
5	地域活動支援センターさくら
6	サポート芽吹
7	相談支援センターそよかぜ
8	野田市立こだま学園
9	相談支援事業所は一とふる
10	相談支援事業所ラシーク

(H30年3月時点、五十音順)

〇市内児童発達支援事業所

No.	名称
1	あしたば
2	アンディとTiara
3	からふるKids野田
4	キッズセンター・さくら関宿台町事業所
5	キッズセンター・さくら野田事業所
6	しあわせの木野田
7	野田市立あさひ育成園
8	野田市立こだま学園
9	PiECE
10	放課後デイサービスウィズパートナー
11	放課後等デイサービスSanta
12	LS~ルース~
13	らふすたでい
14	わくわくスポーツ広場

(H30年3月時点、五十音順)

〇市内医療型児童発達支援事業所 無し

〇市内放課後等デイサービス事業所

No.	名称
1	アンディとTiara
2	からふるKids野田
3	キッズセンター・さくら関宿台町事業所
4	キッズセンター・さくら野田事業所
5	cocoro2nd
6	cocoro野田教室
7	しあわせの木野田
8	ハルちゃんhappymile
9	放課後デイサービスウィズパートナー
10	放課後デイサービス梅キッズ
11	放課後等デイサービスSanta
12	放課後等デイサービス Cherie
13	らふすたでい
14	LS~ルース~
15	わくわくスポーツ広場

(H30 年 3 月時点、五十音順)

〇市内保育所等訪問支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木
2	野田市立こだま学園

(H30年3月時点、五十音順)

② 実績と今後の取組について

障がい児を対象としたサービスは、平成24年度児童福祉法の改正により新設されたものとなり、障がい福祉計画への反映は第4期野田市障がい福祉計画からになります。そのため、平成27年度以降の実績値を掲載しております。

医療型児童発達支援は、平成 27 年に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、延利用日、実人とも実績値がありません。

児童発達支援と放課後等デイサービスは、事業所の増加や制度の周知により利用も増加しており、延利用日、実人とも計画値を上回っております。放課後等デイサービスについては、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘があるため、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、適切な療育が提供されるように努めます。

保育所等訪問支援は、延利用日、実人とも計画値に達しておりませんが、引続き利用の把握に努めながら、利用の促進に努めます。